

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成16年3月15日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第29号の審査	3
議案第7号の審査	3
質疑（藤浦委員、上村委員）	
議案第24号所管分の審査	5
質疑（藤浦委員、山下委員）	
議案第26号、議案第31号、議案第32号及び議案第33号の審査	6
質疑（藤浦委員、山下委員、原田委員、上村委員）	
議案第3号、議案第4号及び議案第11号の審査	14
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（藤浦委員、古谷委員、山下委員、上村委員）	
議案第8号及び議案第14号の審査	46
質疑（藤浦委員、古谷委員、山下委員、上村委員）	
採決	59
請願第1号の審査	60
請願紹介議員説明（原田議員）	
質疑（山下委員）	
閉会の宣告	66

民生常任委員会記録

平成16年3月15日(月)午前10時 3分 開会
午後 5時22分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	上村高義	委員	古谷博子
委員	藤浦雅彦	委員	原田 平	委員	山下信行

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森川 薫 助 役 小野吉孝
生活環境部長 前田宜伸 同部次長兼自治振興課長 大場房二郎
同部参事兼市民課長 川本将之 同部参事兼産業振興課長 阿久根俊二
同部参事兼環境業務課長 紀田光司 市民課参事 浅井重雄
保健福祉部長 上田春二 同部次長 堀口賢司
同部参事兼社会福祉課長 葭中 勉 同部参事兼介護保険課長 中井秀一
同部参事兼国保年金課長 佐藤芳雄 高齢者障害者福祉課長 登阪 弘
国保年金課参事 東角泰典
請願紹介議員 原田 平 請願紹介議員 安藤 薫

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長代理 野杵雄三 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成16年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成15年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第29号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 7号 平成16年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第24号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第26号 摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件
議案第31号 摂津市高齢福祉年金支給条例を廃止する条例制定の件
議案第32号 摂津市障害者福祉金支給条例を廃止する条例制定の件
議案第33号 摂津市遺児年金支給条例を廃止する条例制定の件

- 議案第 3号 平成16年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第 4号 平成16年度摂津市老人保健医療特別会計予算
議案第11号 平成15年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 8号 平成16年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第14号 平成15年度摂津市介護保険特別会計補正予算
請願第 1号 鳥飼上四丁目、ふれあいの里バス停前の固形燃料製造工場進出に反対
する請願

(午前10時3分 開会)

○野口委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は山下委員を指名します。

先日に引き続き審査を行います。

きょうは、最初に議案第29号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○野口委員長 再開します。

続いて、議案第7号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 このパートタイマーの退職制度に加入されている事業所の、ここ近年の推移と、また16年度の見込み等、そしてまた、この制度を周知するための、加入していただくための、どのようなご努力をされてきているのかということだけ、1点だけ質問しときます。

○野口委員長 阿久根参事。

○阿久根生活環境部参事 私の方から、加入状況と、その制度の周知のための施策についてお答えさせていただきます。

加入状況の最近の推移であります。平成12年度、61事業所、404人、それと、平成13年度末、59事業所、402人、平成14年度末が、54事業所の321人、平成15年度、予算調製時期であります。今回の16年度の予算調製時期におきまして、54事業所、326人です。特に、全体的、当初から

見ますと、昭和60年、発足当時につきましては、事業所25の126人です。それと、ピークにつきましては、事業所につきましては、平成2年の76事業所、非加入者につきましては、平成8年度、630人、これがピークでありまして、これからしますと、かなりの事業所の減少、被共済者の減少を来たしております。

これにつきましては私どもの取り組みであります。これまでに、市内企業の訪問、また、商工ニュース等におけるPR、それと、過去に、中高年の職業相談ウィークの中でも、パートタイマー共済制度の加入相談コーナー等々を設けて加入の促進に取り組んでおります。ご存じのとおり、今日の企業の廃業、倒産が続く中で厳しい環境であります。特に、今回、製造業の実態調査も行いまして、6割に近い事業所が、対前年比、売上が減ったというような実態もありますので、大変厳しい状況であります。今日の労働の多様化に対するパートタイマーの役割等を考えながら、機会をとらまえて促進に努めていきたいというふうと考えております。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 16年度の見込みは、多分15年度の実績を見て同数程度というふうに見られているのか、若干マイナスと見られてる程度だと思うんですけど、やっぱりパートタイマーの皆さんの、そういった不安定な立場をより補完するという意味におきまして、しっかりとこれまた周知というんですかね、勧誘いうんですか、事業所に参加していただけるような努力をしっかりとさせていただくことを、これを要望しておきたいと思っております。

○野口委員長 ほかにございませんか。

上村委員。

○上村委員 以前から、パートタイマー

の運用利子ということで、これ昨年でしたかね、見直しされたということで、一般会計からの繰り入れ、ことし16年度は300万5,000円ということで、昨年より93万9,000円下がるということでありますけども、共済金の積み立てが今実際幾らぐらいあるのかな、総額で幾らぐらいあるのかなということと、収支バランス的に見て、今回、一般会計繰り入れを減額しておりますけども、今後、今の運用利率で十分やっていけるのかなということと、あと、以前、国とのパートタイマー退職金の共済の制度と一体化していくという話もありましたけども、その辺の方向性はどうなっていくのかなということと、あわせてお聞かせ願います。

○野口委員長 阿久根参事。

○阿久根生活環境部参事 それでは、私の方から、一般会計の繰入金ということにつきましてお答えさせていただきます。

一般会計繰り入れにつきましては、平成12年度から、配当利率と運用利率の格差が低金利の中で生じるということで、平成12年度に、12年8月1日、従来約5.7%を3%に引き下げました。それでも、依然としてそういう格差が生じるということで、昨年8月1日に、3%を1%に、条例を改正して施行しているところであります。

今回の分につきましても、平成16年度、300万5,000円、前年度に比べまして、93万9,000円の減額の中で一般から繰り入れをしております。これにつきましても、やはりこういう金利が続きますので、多分、この一般の繰り出しにつきましてもこれからも存続すると思っておりますが、できるだけ財政運営がうまくいくように、私どもについては何らかの工夫を重ねていきたいというふうには

は考えております。

それと、お尋ねの積立金の金額であります。平成14年度末に8,800万円、数字については今ちょっと調べておりますが、8,800万円の差し引き残高がございます。積立金の残金があります。これを充当いたします関係もありまして、現在につきましては8,300万円、正確な数字については後から申し上げますが、そういうような状況になっております。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 運用利率を1%にしたということで、その収支バランスがよい方向に向かっているということとあります。しかし、一般会計繰り出しということは、今の摂津市の財政状況からいくと、この繰り出しというのが他市に比べて非常に多いということで、やはりこれは、理想的な姿はやっぱりゼロに持って行って、パートタイマーの中で健全会計を保つというのがあるべき姿ではないかなというふうに考えています。

共済金も、平成14年度末が8,800万円、15年度末が8,300万円程度かなということで、500万円減ってきてるわけですね。これがだんだん減っていくということになると、この会計自身がまた赤字会計に陥る可能性もあるので、そういったことを十分吟味しながら会計の運用をやっていただきたいなというふうには、これは要望しときますので、よろしく願いいたします。

国の制度と整合性についてお答えください。

○野口委員長 阿久根参事。

○阿久根生活環境部参事 国の制度についての整合性ということで、今回の改正におきましても、パートの運営委員会で議論を行いました。やはり国の制度で

ある中退共におきましても、3%を1%に引き下げた。そういう状況を踏まえて、やはり国のそういう動向を見ながらやっていったらどないかというような方向もいただいておりますので、そういう関係で、今後、我々につきましても、国のそういう制度につきましても、十分注意しながらいきたいと考えております。

それと、1点目の積立金の正確な金額ですが、平成14年度末に8,865万1,759円、それと、平成15年の10月、8,315万6,983円、そういうような積立金の状況であります。

○野口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○野口委員長 再開します。

続いて、議案第24号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 料金の改定ということで、今回所管の分が、エとオとカですね。破産に関する証明と埋火葬に関する証明、それから、自動車の臨時運行の許可ということですけど。

行政側の方で、このように料金を改正される1つの根拠となっているのに、やはり他市の状況の比較というのもあると思うんですけどね、そういった他市の状況も踏まえて妥当であるということについての、もう少し詳しく説明を一遍していただきたいと思います。

○野口委員長 川本参事。

○川本生活環境部参事 今回の条例改正につきましては、今おっしゃいました破

産に関する証明とか、埋火葬に関する証明、自動車の臨時運行許可手数料の件につきましては、条例の見直しの中で、一定、破産については、今の条例が、ウがエに変わるとか、埋火葬につきましては、今まで明記しておりませんでした。これにつきましては、各市とも条例見させていただいた中で明記しておりましたので、今回については明記させていただくと。それについての取り扱いは、今までは、それぞれのいずれにも該当しない証明という中身の中で処理させていただいたわけなんですけど、これも明確にしたということでございます。

それと、いわゆる今回改定をお願いしている住民票、それから印鑑証明、諸証明等につきましては、他市の状況を勘案した中で、今回、200円を300円に改定させていただいたのと、それから、前回、改定が平成7年でございましたので、約8年間経過しておりますので、今回見直しをお願いするということでございます。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 今、8年経過したからということをおっしゃいましたが、問題はそうではありませんね。8年前と比べて、今日の状況の推移を見てみると、所得がずっと落ちてきているという状況にありますでしょ。そういう中であって、やっぱり、そりゃしょっちゅう取るものではありませんけれども、しかし、手数料を改定されるとこういうものもやっぱり響いてくるわけですから、公共料金については、諸般の事情と言うなら、年がたったというだけじゃなくて、経済実態を考えてやるべきであって、やっぱり今の状況にあるときは値上げを抑えるという方向を模索するのが筋ではありませんか。お聞きしたいと思います。

○野口委員長 川本参事。

○川本生活環境部参事 こういう社会情勢であるからこそ、こういう料金については据え置くのが本当じゃないかというご質問の中身やと思うんですけども、これ等につきましては、やっぱり近隣各市も値上げしてきている中で、私どものいわゆる住民票なりのコストもかなり上がってきておりまして、それとともに、市役所全体の中で、やっぱり財政難にも陥ってきております。市民の方も、そういう財政難になってきているんですけど、市としても財政難に陥ってきているという中で、手数料の見直しを全庁的に見直すという中からも出てきた話も一部ございますので、ご了解をいただきたいと思えます。

○野口委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時23分 再開)

○野口委員長 再開します。

続いて、議案第26号、議案第31号、議案第32号及び議案第33号の審査を行います。

この4件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 まず、議案第26号についてですけども、敬老金の問題ですけど、他市がどのようにやられているのかも含めての本市の考え方について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、このことについては、他のさまざまな関連事業にシフトがえという考え方もその中にはあると、こういうことで以前からは若干聞いておりましたけども、どのようにシフトがえをしたと考

えられるのかということも、ちょっと具体的に説明に加えていただけませんか。

31号ですが、老齢福祉年金受給資格者が減少したためとなっておりますけども、今のところ、いなくなられたということでもちょっと前回もお聞きしましたけども、今後も発生する見込みがないということでしたので、減少したということが表現としては正しいのかどうかという、減少したということは、まだいらっしゃるというふうな気がするわけですが、対象者がなくなったということではないのかということ。

それから、一応参考までに、これ、どのぐらいの支給がなされたのかということだけ、ちょっと聞いておきたいと思えます。

それと32号、障害者福祉金支給条例の廃止ですけども、これにつきましても、行政の考え方の中では、他市の状況も参考にされたと思えますし、その辺の状況と、そして、事業のシフトがえという考え方もあると思えますので、そのシフトがえも含めて、もう一度ちょっとご説明をください。

33号、遺児年金支給条例を廃止する件につきましても、考え方ですね、これも、他市における状況等踏まえて、近隣市で結構です、北摂各市の状況も踏まえて、また、事業のシフトがえの考え方も入れてご説明をお願いしたいと思います。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 条例の廃止提案の理由として、減少したという表現をさせていただいているわけですが、これにつきましては、本条例の対象になっておりますのが、明治44年4月の1日以前にお生まれになった方で、なおかつ、扶養義務者の所得制限等により、老齢福祉年金が支給停止になっておる者というこ

とが条件になるわけですが、せんだっての、この条例の制定の提案の中でも申し上げておりますように、14年度末で支給対象者がゼロになっております。

ただし、先ほど申し上げましたように、明治44年4月1日以前にお生まれになった方、これ、現に摂津市内にまだ相当数おられますし、また、この条例制定の中でも申し上げましたように、現に、いわゆる扶養義務者の所得制限にかかわらず、要は、扶養義務者の所得が少ないために、支給を受けられておるために、この条例の給付が受けられないという方が、2月段階で19名おられます。

そういうことで、今後、皆無になるということではございません。ただし、いわゆる明治44年4月1日以前生まれであるとか、それから、扶養義務者の所得が少ないために、ご本人が国の老齢福祉年金を受けているということで、市の老齢福祉年金が受給できてないということですから、これ逆に申しますと、扶養義務者の方が、今後、所得がふえて、明治44年4月1日以前生まれの方の年金が停止になると。こういうことは理論上あり得ますので、皆無という表現はちょっと適切ではないのではないかということでこういう表現をさせていただいておりますが、いわゆる扶養義務者の年齢が相当高い段階まで来ておまして、今後、扶養義務者そのものの所得がふえたために、国の老齢福祉年金が支給停止になるということは、非常に可能性としては少ない状態になっていると。

現に、この15年度についても、今日、もう既に12か月迎えているわけですが、新たな支給対象者の発生ということが起こっていないということで、今回の条例の改正をお願いしている次第でございます。

す。

それから、この条例に基づきます老齢福祉年金の給付につきましては、対象になった方につきましては、月額1,100円の給付をいたしております。

○野口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 敬老金につきましては、これまで、70歳、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳、100歳以上の方に対しまして敬老金を支給しておりましたのを、今回、77歳、88歳、99歳、100歳以上という形で改めさせていただくものでございます。

他市の状況につきましては、北摂の7市を見ますと、高槻市と吹田市が既に廃止をされておられまして、豊中市、池田市、箕面市につきましては、今回提案させていただいております、77歳、88歳、99歳、100歳以上という形になっております。それから、茨木市につきましては、それにプラス70歳の方についても支給をされておりますが、現在、廃止に向けた検討中ということでお聞きしております。大阪府下を見ましても、いろいろなパターンがございますが、大方は、この77歳、88歳、99歳、100歳以上に支給するという形が、多くの自治体で行われているようでございます。

それから、敬老金の削減をどのような事業にシフトしていくのかというご質問でございますけれども、先日の委員会でもご答弁申し上げましたように、1つは、やはり今後、介護予防の事業を強化していく必要があるだろうというふうに考えております。具体的には、家族介護者教室や介護予防プランの作成、あるいは骨折予防教室や食生活改善事業、それから、いわゆる高齢者世帯ですね、高齢者だけの世帯に対する支援、訪問活動をはじめまして支援、特に、その中で、要介護の

方がいらっしゃる世帯についての支援という形になろうと思います。

それから、今後につきましても、いきいき通所事業の充実やふれあいいきいきサロン等の充実を図っていかなければならないというふうに考えております。

それから、障害者福祉金でございますけれども、現在、身体障害者、それから知的障害の方、それから精神障害の方につきまして福祉金を支給しておるものがございますが、今回、16年6月末をもって廃止していきたいというふうに考えております。

北摂の各市の状況でございますが、現在、既に7市のうち、福祉金を支給しておりますのは、吹田市と茨木市と摂津市の3市のみになっております。他市につきましては、もう既に廃止をされておられます。吹田市、茨木市につきましても、できるだけ廃止の方向で今検討されているというふうにお聞きをしております。

シフトがえの事業につきましては、16年度予算につきましては、知的障害の方あるいは精神障害者の方に対するグループホーム、それから、精神障害者の方のグループワークの事業について計上させていただいておりますが、今後につきましては、まず、障害者の就労を支援していくための、いわゆる就労面と、それから生活面を含めました支援をしていく制度なんですけれども、障害者の就業生活支援事業というのが、これは国事業でございますが、国事業になる前に大阪府の方のステップアップ事業がございまして、これ茨木市と摂津市が1つの圏域になっておりまして、協力をして実施していくということで、今検討させていただいております。

それから、現在、ふれあいの里のひびき園の方で、障害児、そして、知的障害

者の方を対象に、地域療育等支援事業という形で、障害児や知的障害者の方の福祉、在宅サービスの利用援助や社会資源を活用するための支援のサービス、あるいはケアマネジメント的なサービスを行っていく事業を行っておりますけれども、これの身体障害者版といえますか、障害者生活支援事業というのがございまして、こういった事業。それから、精神障害者の方につきましても、日常生活支援をしていくとか、あるいは対人関係に関する指導・訓練あるいは相談等を行っていきます精神障害者の地域生活支援事業、こうした事業を、今後展開してまいりたいというふうに考えておまして、そういった事業が、福祉金を廃止するシフトがえというふうに考えております。

○野口委員長 葎中参事。

○葎中保健福祉部参事 議案第33号の遺児年金の他市の状況でございますが、北摂各市では、現在、吹田市の方が、交通遺児手当ということで、月額8,000円支給をされております。その他、他市につきましては、遺児年金制度という部分につきましては、一定廃止をされておるような状況になっております。

次に、シフトがえの関係でございますが、この対象者につきましては、一定母子家庭等が中心的な部分になっておりまして、我々としましては、母子家庭等の関係につきましては、去年の母子・寡婦福祉法の一部改正によりまして、一定の指針等が出ております。その中で、まず、母子家庭の生活支援また就業支援、それと養育費の確保、それと、経済的支援ということで、母子・寡婦福祉法の中で一定の基本方針が示されております。

そういうことで、現在、我々ができる分として、前のときにもご提案をさせていただいております母子家庭の自立給

付金事業といたしまして、母子家庭の自立のための教育訓練給付事業、また、母子家庭の高等技能訓練促進事業、それと、母子家庭の常用雇用転換奨励金、この3つの分を、今回、16年度より新たな部分としてさせていただいて、特に就労支援について、今後重点的な施策として展開をしていきたいというふうに思っております。

そういうことで、今現在、母子等のいろいろな相談の中でも、特に高等技能訓練の部分については、多数のご相談等もあるような状況でございますので、この分について、今後充実をしていきたいというふうに考えております。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 議案第31号の分はわかりました。これはまあこういうものかなということがあるんですが、あと、26号、これ敬老金の分ですね、それから32号、33号と、これ障害者また遺児年金ということですね。やっぱり今まで、市民にこういう形で支給されていたものが、今回、市の財政的な状況、また他市の比較も先ほど言っていたいただきましたけども、なくなるというか、廃止されるということは、市民にとりましては、やっぱりこれ経済的にも大変な状態が続いている中での廃止ですので、相当、これは市民の不満が当然出てくるのも、もうこれは必定だと思っておりますね。やっぱりそういう意味では、先ほどシフトがえのこともちょっと言っていたいただきましたけども、これをやっぱりやるのであれば、今申しましたシフト、しっかりその分、シフトをかえて、この政策の中でしっかりそれが活かされるように、本当に行政の方が努力をするという姿勢を出さないと、とてもやらないけど、これはもう納得していただけないようなものがたくさん含まれている

と思うんです。その辺のことをしっかりと肝に銘じていただいて、今さまざまシフトがえを言うていただいたんで、事業を羅列しただけではなくて、一つ一つにやはり誠心誠意、魂を込めて、市民に本当に無理をお願いしてやっているんだということを取り組んでいただきたいと、このことを要望しておきたいと思っております。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 シフトがえということによって、特に障害者の問題で言えば、それで十分できるのかと。あるいは母子のことについてもそうですが、シフトがえというのはそんなもんですかと。障害者福祉の充実で、就労支援対策、そういうことをやるということは非常に大事なことだと思います。しかし、それによって今日の状況どうですか。技術習得したからといって職がありますか。健常者にとってもなかなか困難な状況にありますよ。障害者雇用をこういうときに拡大してますか。どんどん企業の論理で切り捨ててるじゃないですか。そういうときに、いや、これでシフトがえして、これで十分補完できますなんていうことを本当に思っているとしたらね、私、それ本当に担当者かと言いたいんですよ。これやったから、もうこれに置きかえてますと、これで十分ですなんていう施策ですかということをお願いしたいんですよ。それがまだ十分とらえるまでは、それはそれとして努力しながら、こういう支える制度、これなくしてしまうなんていうことと、本来あるべき障害者福祉と一致しますかということをお願いしたいんですよ。

母子の関係でもそうですよ。児童扶養手当を大きく削減されてね、いや、自立支援だと、こっちにお金出すんだと、技能を習得できるように援助するんだと。みんなそうやって一生懸命やっていますよ、

母子以外も。でもまだ習得できない可能性だってあるし、できたとしても、それによって職が保障されるかいうたら、そんな保障がないというのが今日の事態なんですよね。言ってるだけじゃないですか、本当に保障しようとするれば、そういう支援やった後はね、ちゃんとそれなら職につくことができるという、そういう見通しまで示せるようでないよね、いや、シフトがえしましたと、こういうふうに立派にこう、制度を確立してますなんていうことはこれっぽっちも言えないんじゃないですか。

私、そういうことを、つらっと、いや、シフトがえして、これで補完できてますなんていう、そんなことではないですよ。まあ、まだ、百歩、千歩譲って、財政が大変なんで、こういうふうにやむを得ないけどやる言うたら、これまだ正直ですよ。

本来、市の施策というのは、これに限らずですけども、何を第一にするんですか。住民の健康や福祉を維持するというのが最大の仕事じゃないんですか。他市がどうだとかこうだと言うんじゃないんですよ。市として、そういうことについて横並びやから大丈夫なんだ、こんなおかしい話ないですよ。本当に障害者福祉考えて、あるいは母子家庭の福祉考えてこれで十分かと。私いろいろな人から聞きますけどね、そんな技術を身につけたから職が得られるかといったら、そんな事態になってないということなんです。それは障害者に限らずですけどね。

その点は、そこまで含めて全部の責任を持ってというんじゃないんですけども、少なくとも、福祉の段階で、こういう福祉金などの支給を停止するというのをよくできるなと思うんですが、どうい

根拠に基づいてるんですか。もう一遍そこお答えください。

○野口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 今、主に障害者施策についてご質問があったと思いますけれども、平成12年度に介護保険制度、この施策につきましては、介護保険制度が導入されまして、この4年間で非常にサービスの利用がふえております。

障害者施策の場合は、平成15年度から支援費制度が導入されて、まだ制度が1年ということでも十分まだ周知がされていないという部分もございまして、いわゆる介護保険制度に比べますと、本市の場合におきましては、まだまだ伸びが少ないというふうに認識しております。

これは、1つは、他市が今まで、例えばホームヘルプ制度やガイドヘルプサービスに対しまして、いわゆる月ごとで利用の上限を設けたりしていたということもあって、支援費制度になって、そうした上限を設けることができないということで、飛躍的にふえている部分もございまして、摂津の場合はもともとそういったことはやっておりませんでしたので、そういったこともあるとは思いますが、まだまだ利用が高齢者に比べると少ないという認識を持っております。

その理由を考えますと、当然、介護保険の場合は、今までの措置制度から保険制度ということで保険料を支払っているということで、サービス利用に対する敷居が低くなったといえますか、精神的な意味で使いやすくなったという面があるかと思いますが、もう1つ大きな理由は、やはりケアマネジャーの存在だということに思っております。ケアマネジャーが実際にサービスをいろいろ紹介したり、マネジメントをやったりという、職種の

存在が非常に大きいと思います。

今回の障害者の支援費制度にはそういった職種がございませんので、制度は利用制度になったとしても、なかなか市民の方が、そうしたら、自分に合ったサービスを利用していくというところまではまだまだ至っていない。

そういった意味で、先ほどご説明申し上げましたように、ふれあいの里のひびき園でやっておりますような事業が、今後、障害のある方に具体的にサービスを紹介し、サービスの利用につなげていく事業として今非常に注目をされております。そこに、大阪府が実施しておりますケアマネジメント従事者の養成研修というような研修を受けた職員も配置をして、登録をしていただいて、いろいろなサービスの利用に結びつけております。

したがって、今後の障害者施策を考えた場合には、こういったケアマネジメント的な、介護保険でいうケアマネジャー的な仕事をしていくということが非常に重要なことだというふうに考えております。

したがって、これは今までの市の職員のケースワーカーが全部やってくれるということ、なかなかこれいかないわけでございまして、やはり専門の施設で、専門のノウハウを持っておられるところにそういったことをお願いをしながら、市と連携していくということが重要だというふうに考えております。

したがって、先ほど申し上げましたように、今後、知的障害者に限らず、身体障害者あるいは精神障害者の方につきましても、そういった支援事業をまずやっていきたいというふうに考えております。

それから、就労の問題につきましても、委員ご指摘のとおりだというふうに思い

ます。

摂津におきましてもくすの木がございまして、ここで、訓練校ではございまして、単に訓練だけにとどまらず、実際に就職の斡旋、フォロー等につきましても一定はやっておりますけれども、やはりこれ訓練校でございまして、一定の限界はございまして。

したがって、今後、非常に就労関係で重要になってまいりますのは、まずは訓練ということの面と、それから、障害のある方につきましても、実際に就労を続けていく上で生活の面が非常に大きな問題でございまして。例えば、やはり夜ちゃんと早く寝て、朝きちっと起きて、食事をしてと、そういった1日の生活パターンがきちっとできていることとか、あるいは対人関係の作り方、そういった、就労面にとどまらず、それが生活面においても非常に支援が必要になってまいります。

今回、先ほど申し上げました障害者就業事業につきましても、そういった側面から、両方の側面を支援できる職員を配置し、実績として、3年間で10名という人を実際に就職させないと、国の事業に移行できないというような形になっております。そのためには、大阪府の方からもバックアップがありまして、実現に向けて支援をしていただけるというような事業でございまして。

ですから、今までの、いわゆる技術を身につければそれで終わりと、いわゆる訓練ができればそれで終わりとかということではなくて、やはり生活面まで含めた実際の就職をするということ、そして、就職して以後のフォローにつきましても支援をしていくという事業でございまして、当然、支援する立場が、今委員のご指摘のとおりのことを受けとめて、真

剣にやっていかねばならないことだとは思いますが、事業的には、これまでの事業の枠を超えた事業というふうに考えておりますので、そういった事業を一生懸命やることによりまして、シフトしていくという形で考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 そういうふうに対策としてとられているということは、それは、たとえ小さな1歩でも前進的な評価としてできるかもしれません。しかし、そのことによって、それをやるからといって、生活の底支えになっているこういう福祉金を廃止するというのとそれイコールかと、もう100%そうなのかと。今おっしゃったように、何か国の補助事業になるには、そりゃそういうことをせなあかんということ、そういう力が働くでしょう。しかし、事実できるかどうか。ただ、国の補助事業として、補助が受けられるそういう基準を満たせばええのかと、そういう問題でもまたないんですよね。もうご承知のとおりですよ。

だから、そういう底支えする、しかもこれ受給者、全体では2,000人を超えるような人たちが、現にこれで十分かと言えば、もちろんそういうものでもない。そりゃそういうことだけれども、まさに、こういうところ、1歩、2歩でも前進させるという立場には立つべきであって、これを削ってこっちへ回すというような性格のものではないというふうなことではないんですかということ聞いてるんですよ。一方での努力は、これももちろん十分なものではないということもみずからご理解だと思えますけど、どうなんですか、それ。

○野口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 まさにご指摘のとおり、我々主管サイドとしまして、当然、日ごろから、障害者団体の方あるいは高齢者の方につきましても、窓口やいろいろな形で接しているわけでございます。もちろん、我々としまして、全部の方の生活状況を把握しているわけではございませんけども、少なくとも、例えば支援費制度になりましてからは、支援費の利用申請をされている方には、職員が必ず面接に行き、その生活実態を我々としては聞いておりますし、また、その面接の報告をもとに障害福祉の職員が、必ず2週間に1回あるいは1週間に1回残って、情報を共有して支援費サービスの利用決定とかをしているという状況でございます。

したがって、我々としまして、主管サイドとしましては、できるだけこうした福祉金制度もあり、一方で、先ほど言いましたような事業もできるということにこしたことはないというふうに我々としても認識はしております。しかし、限られた予算の中で、そして、障害者団体あるいはその他団体とお話をする中で、より何のどの事業に取り組んでほしいのかという議論になったときに、やはり先ほど言いましたような事業は、ぜひ取り組んでいただきたいというお声を非常に強く我々としても聞いております。また、そうしたことに取り組まないと、障害者福祉なりあるいは介護予防の取り組み等が大きく前進をしていかないというふうに認識しておりますので、まことに我々としても非常にづらい決断ではございますけれども、そのあたりにつきまして、十分にご理解をいただきたいというふうに思います。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 そういうことであれば、提

案理由の再構築を図るためというのではないと。むしろ財政事情だということをも明確に書くべきであって、やるべきだというふうに思います。答弁、結構です。

○野口委員長 原田委員。

○原田委員 議案第26号の対象人数をちょっと教えてください。

○野口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 16年度予算の対象人数につきましては、77歳の方が413人、この方が一応8,000円、88歳の方が136人、1万5,000円、99歳の方が10人で3万円、それから、100歳以上の方が9人で5万円、計568人で、予算が609万4,000円となっております。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 今回の、26号なんですけれども、支給されると、これは対象年齢が変わるということなんですけれども、1つ確認しておきたいんですけれども、この支給する日は、9月1日現在で、その年の1月1日から12月31日までに満77歳の誕生日を迎える人が対象ですよ。それは9月1日現在で、基準日として、支給日は9月15日から、敬老の日というふうに支給されると。

これは周知というかね、このことはもう既に知っておる人もおれば知らない人もおると思いますけれども、その広報はどうされるのかなということと、これに伴う削減額というか、私の試算では931万6,000円になる、予算ベースでいくとね。実際そうなのかなということ、それをまずお答えいただけますか。

○野口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 周知の方法につきましては、広報の掲載と、それから、今考えておりますのは、老人クラブの方が5月に総会を予定されておしま

すので、それに向けまして、老人クラブの役員会あるいは理事会等にも、既にお話をしている部分もごございますけども、お話をさせていただきまして、総会等でもそういった周知が図られるように、一つの報告の場を設けていただくための周知の場が図られるような形でやっていきたいと。

それから、あと、民生委員にも、実際に9月の敬老月間のときに配っていただいておりますので、民生委員の方にもそういった周知をさせていただいて、また民生委員を通じて地域の方等にも周知をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、削減額なんですけども、これはどういうふうに見るかなんかと思うんです。一応、この間の常任委員会では、15年度決算見込みと、それから16年度予算という形で、一応その差額ということで、それが削減というふうなことで一応額を上げさせていただいております。

一応、15年度決算見込みが1,458万1,000円で、16年度予算が609万4,000円ということで、差し引き848万7,000円が削減額ということになります。もしこれが、そのまま制度を続けて、16年度がどれだけの数字になるかということで想定しましたら、また額が若干変わってくると思いますけれども、とりあえず、15年度決算と16年度予算という形で、この間の委員会ではご答弁させていただいております。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 この制度は、制度変更というか、改定といいたいまいしょうか、行財政改革の思いも十分あると思います。今、シフトがえ等という話ありましたけども、今の一般会計の経常収支率が108.9

という中で、これは、財政が厳しいということをお皆さん十分知っておる中で、この敬老金についてはしょうないな、協力しようかという声があちこちで聞こえてきます。

ある自治会では、自治会単独でこういう敬老金の制度があって、この際、うちの自治会も摂津市にならって、対象年齢を少なくしようかという動きも出て、そのことは、やっぱりいい面では、いろいろ今まで与えられるお金の制度から、若干自立しようという形の動きに変わっている自治会もあるというふうに聞いています。

ですから、今回のコスト削減額が848万円ということで、やっぱり市民の協力を得てできる制度改定ということで、これ説明会の折に、やはりこの削減額もきっちり説明してあげて、やっぱりお礼というか、協力していただきましてありがとうございますということを一言言うことがね、また、今後のいろいろな行財政改革の中でも、やはり市民が1番影響を受けるわけですから。

こういったことが、今摂津市独自でつくり上げてきた他の福祉制度、これが維持できるということにもつながってきます。これが、赤字再建団体であれば、市の単独のこういう福祉事業がなくなる可能性もあるわけですから、そうならないがために、今のときからそういった形で市民の協力を得ながら、こういった制度を守っていくということが自治であるということですので、やはり説明会の席で、そのこともきっちり説明して、お礼方々、周知していただきたいということを要望しておきます。

○野口委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時2分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○野口委員長 再開いたします。

議案第3号、議案第4号及び議案第11号の審査を行います。

本3件のうち、議案第4号及び議案第11号については補足説明を省略し、議案第3号の補足説明を求めます。

保健福祉部長。

○上田保健福祉部長 それでは、議案第3号、平成16年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、8ページ、款1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ、0.27%の増となっており、収納率は、現年度分92%、滞納繰越分16%を見込んでおります。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、被保険者の大きな伸びを反映し、前年度に比べ、28.95%の増となっており、収納率は、現年度分98%、滞納繰越分25%を見込んでおります。

9ページ、款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は、前年度に比べ、1.03%の増となっております。これは、老人保健医療費拠出金負担金については、減少が見込まれるものの、療養給付費負担金、介護納付金負担金で増額が見込めるため、総額でも増額となるものでございます。

目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度比、20.38%増となっております。大阪府国民健康保険団体連合会に対する高額医療費共同事業拠出金の増に伴い、その4分の1の法定国庫負担分について増額が見込まれるものでございます。なお、平成12年度の介護保険制度

の発足に伴い、交付を受けておりました事務費負担金につきましては、平成16年度から一般財源化され、不交付となっております。

10ページ、項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ、53.8%の増となっております。これは、一般被保険者に係る調整対象収入額が低下しており、これに伴い、普通調整交付金の増を見込んだものでございます。

11ページ、款4、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ、40.72%の増となっております。これは、退職被保険者の増及び前期高齢者の増に伴う療養諸費及び高額療養費の増による交付金の増に加え、退職被保険者等に係る老健拠出金負担率が50%から100%に改定されたことを受け、老健拠出金分の増が見込めることによるものでございます。

款5、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度比、20.38%の増となっております。これは、先ほどの国庫負担金の項目でご説明いたしましたが、高額医療費共同事業拠出金の4分の1の額について、府より負担金として交付をされるもので、拠出金の増に伴い、増額が見込まれるものです。

12ページ、項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ、6.44%の減となっております。これは、府事業助成補助金の減を見込んだことによるもので、主に保険料収納率向上対策補助金の減を見込んでおります。

目2、老人医療波及分補助金は、前年度に比べ、27.17%、目3、障害者医療波及分補助金は、前年度に比べ、2.95%の減となっており、いずれも対象費用額の減少に伴うものでございます。

13ページ、款6、共同事業交付金、目1、共同事業交付金は、前年度に比べ、33.75%の増となっております。これは、高額医療費共同事業拠出金が増額されたことに伴い、交付額の増額が見込まれることによるものです。

款7、繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ、8.71%の減額でございます。これは、国保財政安定化支援事業繰入金については、算定基準を満たさなくなったために不交付となりましたほか、保険料軽減分繰入金について、従来の低所得者に対する軽減制度に加え、平成15年度より、保険料の負担抑制を図るための保険者支援制度が創設され、国、府、市負担による財源措置が行われることになりましたことを受け、これまで、保険料軽減分繰入金として措置してまいりました3億2,256万7,000円の維持を図りながら、財源調整をさせていただいたことによるものでございます。

目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ、13.18%の増となっております。これは、7割、5割、2割の保険料軽減世帯の増に加え、保険料抑制のための保険者支援分の増によるものでございます。

14ページ、款8、諸収入、項1、市預金利子、目1、市預金利子は、90%の減となっております。これは、出産育児一時金や葬祭費等の窓口支払いに備えての前渡資金に係る預金利子収入については利率が低下しており、減を見込んだものでございます。

項2、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金については、退職被保険者の増に対応し、増を見込ん

だほか、一般被保険者第三者納付金については、第三者行為による納付金が減少してきており、減を見込んだものでございます。

次に、歳出でございますが、16ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ、11.8%の増となっております。これは、給与改定に伴い、人件費については減が見込まれるものの、新たに第三者の不正取得防止を目的に、保険証郵送を配達記録方式に変更するため、通信運搬費で525万円増を見込んだほか、収納システムの改善のために、国保システム改造委託料で1,785万円、窓口受付の円滑化を図るため、受付順発券機を新たに設置するために、庁用器具費で193万4,000円を見込んだことが主なものとなっております。

18ページ、項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ、1.17%の増となっております。これは、前納報奨金の割合を3%から1.5%に改定することに伴い756万2,000円の減、口座振替の電子化に伴い、毎月送付しておりました口座振替済通知書を、年1回に改めることに伴い、手数料で298万7,000円の減を見込むとともに、新たに、平成16年度から開始します口座振替奨励金として、1,063万7,000円を見込んだことによるものでございます。

19ページ、項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度に比べ、6.47%の減となっております。これは、運営協議会慶弔規定の廃止に伴い、交際費の減額が主なものとなっております。

20ページ、款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ、3.95%の増と

なっております。これは、一般被保険者2万3,100人に係る療養給付費でございます。1人当たりの費用額は、若人が16万6,572円、前期高齢者が48万9,872円、乳児が21万1,781円を見込んでおります。

目2、退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ、41.21%の増となっております。これは、退職被保険者等5,400人、一人当たりの費用額は、37万8,362円、前期高齢者分として64万5,624円を見込んでおり、大きな伸びを示しておりますのは、被保険者の増に伴うものが主なものとなっております。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ、1.64%の増、目4、退職被保険者等医療費は、前年度に比べ、33.34%の増となっており、退職分の伸びは被保険者増を見込んだことによるものであります。

目5、審査支払手数料は、前年度に比べ、9.87%の増となっており、審査支払件数の増を見込んだことによるものであります。

21ページ、項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ、2.61%の増、目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ、25.94%の増となっており、退職被保険者等については、被保険者の増を見込んだことによるものでございます。

22ページ、項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金は、前年度と同額で、1件当たり30万円、250件分を計上いたしております。

項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、前年度比、11.76%の増となっております。これは葬祭件数の増を見込んだことによるものでございます。

23ページ、項6、精神・結核医療給付費、目1、精神・結核医療給付金は、前年度比24.01%の増となっております。これは、対象医療費の増を見込んだことによるものでございます。

款3、老人保健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金は、前年度に比べ、1.42%の減となっております。これは、平成16年度分概算医療費拠出金が1,216万円、前々年度精算分が2,765万6,000円、それぞれ減少したことによるものでございます。

目2、老人保健事務費拠出金は、前年度に比べ、4.3%の増となっております。これは審査支払件数の増によるものでございます。

24ページ、款4、介護納付金、目1、介護納付金は、前年度に比べ、17.44%の増となっております。これは、14年度の精算額に加え、1人当たり拠出額が5,487円増の4万2,000円に改定される見込みであることによる増が主なものとなっております。

25ページ、款5、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ、20.38%の増となっております。これは、高額医療費共同事業の対象医療費の増に伴い、大阪府の基準拠出金総額が約33億円増加していることを受け、増となるものでございます。

次に、目2、高額医療費共同事業事務費拠出金は、昨年度までは、高額医療費共同事業拠出金として包含されておりましたが、本年度より新たに科目を設けたものでございまして、被保険者1人当たり、年額7,03円を事務費として拠出するものでございます。

26ページ、款6、保健施設費、目1、保健衛生普及費は、前年度に比べ、7.

39%の増となっております。これは、レセプト点検等の業務にアルバイト2名を配置してまいりましたが、退職振替等保険者間調整業務等を一層推進するため、アルバイト1名の増を見込んだことが主なものとなっております。

27ページ、款7、諸支出金、目2、退職被保険者等保険料還付金につきましては、前年度比500%増となっております。これは、退職被保険者の増に伴い、過年度分保険料の還付件数、金額の増を見込んだものでございます。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 国保全般ということでございますけれども、これまでの経緯の中で、国保会計は、過去平成10年から14年までの5か年計画で、一般会計からの法定外繰出しを入れて、その赤字の健全化を図ってこられたというような経緯がございました。

昨年も、確かちょっと赤字が出たというようなことで記憶をしてるんですけども、途中ですけど、15年。そして、16年度の予算も含めて、この健全化という部分での会計そのものの状態を、総括的にご説明をお願いしたいと思います。

予算書の8ページ、款1、国民健康保険料の中の、項1、国民健康保険料についてですが、一般被保険者分につきましては、14年度までは別途資料がありますので人数の経過がわかっております。15年度も、途中やからわかるのかわかれへんのかわかりませんが、加味をして、加入者の推移、近年ずっと推移してきた、16年度の予測とその辺の見方をどのように見られてるのか、ご答弁をお

願いしたいと思えます。

それから、老人保健の対象年齢が毎年1つずつ上がっていくというような政策がとられておりますけど、最終的には75歳という区切りに上がっていくわけですけど、この辺も何か影響が、この人数の増減についてあるのかもちょっと含めてお願いします。

それから3番目に、同じところの下のところ、退職被保険者分についてですけども、これも同じように、14年度までは別途資料でわかっております。15年度途中、それから、16年度の予測も含めて、推移とその16年度の予測及びその根拠についてご答弁お願いしたいと思えます。

それから、この関連では、昨年10月の14年度の決算の委員会のときに、退職被保険者分の収入未済額について質問をしました。14.4%と増加をしております、これは、そのときの答弁では、年金受給権が発生した段階での、一般被保険者から退職被保険者に切りかえてもらうという手続がうまくいってないんですと、こういうことでして、これは鋭意努力をして、勧奨して、それが追いつけ切りかえていけるように今努力しておりますと、こういうことでございまして、順次できていってますという話でしたけども、その後、ちょっとしばらく時間たちまして、その経過の中で、その辺の影響がもうかなり処理できていっているのか、また、16年度にかけての影響があるのかも含めて、今の退職被保険者分の収入未済額の経緯、推移ですね、これをちょっとご答弁ください。

それから、高額医療費共同事業負担金関連で、先ほどのご説明もありましたけど、予算書で言いますと、11ページの、款5、府支出金、項1、府負担金、目1、

高額医療費共同事業負担金というのがあります。それから、同じく13ページには、款6、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、共同事業交付金の中には高額医療費共同事業交付金というのがございます。これ、共同事業負担金、また、支出の中には拠出金というのがございますね。この高額医療の大阪府下で行われている共同事業についてのシステム等、この辺の、どういうあれで交付金になって、負担金は何なんだと、ちょっと教えてください。

それから、不正利得による返還金ということで、予算書で言いますと、14ページ、款8、諸収入、項2、雑入、目3、一般被保険者返納金で、これは不正利得による返納金であるということになっております。前回は第三者納付金の分はお聞きしたんですが、これは、例えばこの不正利得については、今までにどういうふうな具体的なものがこういうものに含まれているのか、また事例としてあったのかというのを、ちょっと教えておいてください。ご答弁お願いします。

それから、保険料徴収ということで、予算書の18ページ、款1、総務費、項2、徴収費、目1、賦課徴収費、節1、保険料徴収員報酬ということで項目上がっております。10月のときも、その徴収体制については質問をいたしました。人数もそのときいろいろ詳しくご答弁していただいたんですが、確か、これ第2次行革の中で、徴収のことについて、市税の徴収、それからまた、国保関連の徴収ということで、徴収という部分については関連性があるので、機構上いうんですかね、仕事上の問題で、これを統合という方向の話が載っていたと思うんですけども、こういったものがどういうふうに関係してきているのか、現在は何か連携

とってますとか何かあると思うんですけど、そういうのがあればちょっと教えていただきたいのと、それから、再任用者の活用ということで、徴収については結構技術というんですか、エキスパート的な人もいらっしゃるというようなことも以前の議論にありまして、再任用でそういう人が引き続き、そのノウハウを利用して徴収をびしばしやってもらうと、こういうようなこともありました。

16年度では、こういった考え方についてどういうふうになっているのか、再任用ね、ちょっとご答弁お願いします。

それから、運営協議会委員報酬についてですが、予算書19ページで、款1、総務費、項3、運営協議会費、目1、運営協議会費で、報酬でございますけど、運営協議会委員の報酬について、この保険料の改定の話などはここで諮問されるというふうになっていると思うんですけども、先ほど、1番最初のところでお尋ねをいたしましたことと関連をいたしますけども、保険料の改定についてはどのように考えられているのか、ちょっとご答弁をください。

それから8番目、老人保健拠出金についてですが、予算書は23ページ、款3、老人保健拠出金についてですけども、国保の運営の中で非常に困難になってきている原因は、この老人保健拠出金になるわけですけども、年々、当然、これは膨らんでいくと、こういうふうになれどもが見ていると思うんですけどね。近年、どのように推移をしているのかということと、それから、保険全体の中での、どのような位置に、将来ね、我が摂津市におけるの展望をご答弁できるんやったら、ちょっと総括的でも結構です、老人保険拠出金についての見方をどのようにとらえているのか、また、16年は一応これ

入れてもらってますけど、17年とか18年とかいう形での展望も含めて、言えるんやったら言うてください。

それから、老人保健特別会計ですが、一般会計繰入金についてですが、老人保健の予算書の中で、7ページ、款4、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金ですが、この繰入金の繰入額についての決まり事があると思うんですけど、ちょっとこの辺のご説明をしてください。

それから、同じく老人保健の方で、老人保健被保険者の近年の数の推移と16年度の予測、そしてまた、先ほどの老人保健制度の年齢の引き上げとの関連で、こういった状態になってくるのか、これ、1個ずつまた年齢が上がっていくというふうになつとるわけですけど、影響がないのかあるのかも含めて、制度の関連との影響も含めて、ご答弁お願いしたいと思います。

もう1つ、国民健康保険会計なんですが、保険基盤安定繰入金について、13ページに載ってますけども、7割、5割、2割という、それに関連しまして、減免を受けられている人数ですね、それから、その繰入金の根拠になっている、これはこのまま丸々こっちへ移されてるのかもわかりませんが、その辺等含めて、人数等、ご答弁お願いしたいと思います。

○野口委員長 東角参事。

○東角国保年金課参事 まず、老健でありますとか退職被保険者数でありますとか、一般の被保険者数の推移についてご説明させていただきたいと思います。

まず、ご承知のように、平成14年度に国保法の制度の改正がございまして、老健は75歳以上という適用になりました。そのため、平成14年度以降の5年間につきましては、まず、約150人ず

つ老健の被保険者数が減る見込みとなっております。ただし、この5年間につきましては、暫定的に、一般被保険者、当初は、70歳になれば、すべて一般被保険者は老健に入れてたんですけれども、今回のこの制度の改正によりまして、75歳に年齢が引き上がったために、5年間は老健に上がらずに、一般被保険者として推移するものとなっております。

それで、老健は、大体、年間150人ずつの減少に5年間はなっていくと。その後につきましては、やはり高齢化によりまして、老健の人数は一定膨らんでいくということになっていきます。150人吸収できない分は、あくまで予測ですけども、5年後には老健の被保険者としてふえていくというふうに予想されております。

それから、退職被保険者の人数の推移でございますが、これは、今回の12月の補正予算でも上げさせていただきましたように、制度の改正に伴いまして、一般被保険者が老健に移らずに、60歳になられて年金の受給権が発生いたしますと、20年以上の年金の受給資格のある者、それから、40歳以上で10年以上の年金の資格のある者は退職被保険者というものに加入していくことになります。したがって、これもまた制度改正に伴いまして、5年間は退職被保険者が著しく増加していくものと考えております。前回の12月議会でも、退職被保険者の増加に伴いまして、医療費の補正予算を組んでいただきましたけれども、現在の状態でありますと、平成14年の予算ベースの退職被保険者数は3,620人でありましたが、平成15年度当初予算では、4,130人と、14.09%の増加を見込んでおりますが、平成16年度の当初予算では、さらに30%の増加で、5,

400人の退職被保険者数を見込んでおります。これに伴いまして、医療費につきましても、退職被保険者に係る医療費の支出分が増加するということになっております。

それから、一般被保険者の全体のベースでございますが、一般被保険者につきましては、全体では、対前年度比で申しますと0.37%増加しております、2万8,280人を当初予算で見込んでおります。ただ、一般被保険者につきましては、これもまた制度改正に伴いまして、老健の人数が、先ほど申しましたように約5,500人ほどおったんですけれども、平成16年度予算では5,180人と徐々に減少してきておりまして、これとは別に、老健に75歳以上でなく、一般被保険者として若人の方がいらっしゃいますが、こちらの方は、やはりリストラ等の影響がございまして、加入者は増加している傾向にございます。

したがって、全体としては、一般被保険者総数としては、若干ではございますが増加する傾向にあると思われております。

それから、先ほど、老健の移行に伴ってどのような影響があるかというご質問でございますが、75歳以上に制度改正がされましたことに伴いまして、70歳以上から74歳までの、これは前期高齢者と申しますけれども、前期高齢者の方が、一般被保険者の前期高齢者でありますと、約年間300人ずつ増加してまいります。これに伴いまして、年間で、一般被保険者の前期高齢者分だけで、医療費は約1.4億円ほど増加すると見込まれております。

それから、退職被保険者の医療費の分でございますが、退職被保険者の療養給付費でございますが、平成16年度は、

対前年度比41.2%、3億1,185万円増の16億2,612万円という予算を計上させていただいております。

それから、保険基盤安定繰入金の減免をされておられる人数でございますが、ご承知のように、国の法定軽減によりまして、均等割と申しますが、人数割でございますが、それから平等割、平等割と申しますのは世帯割でございますが、本市の場合は、均等割が2,600円、世帯割が1世帯につき2,000円となっております。7割軽減と申しますと、1人であれば、2,600円足す2,000円で4,600円の本来保険料が月々必要となってまいります。7割軽減をされますと、月々1,380円でいいということになっております。

それから、同じく7割軽減で、2人世帯であれば、月々2,160円のお支払いというふうになっておりまして、この近年の所得の低迷を受けまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減の国による法定軽減の世帯数は相当増加しております。平成13年度に、7割軽減が4,113世帯ございましたが、平成14年度で4,484世帯、平成15年度の2月末現在で4,791世帯を見込んでおります。それから、5割世帯でございますが、5割世帯も、平成13年度は555世帯ございましたが、平成14年度に586世帯、平成16年2月末現在では674世帯というふうになっております。2割世帯につきましても、平成13年度は971世帯ございましたが、平成14年度は1,049世帯、平成16年の2月末では1,427世帯となっております。全体の世帯数で申しますと、平成13年度が5,639世帯ございましたが、平成14年度には6,119世帯、平成16年の2月末現在では6,892世帯と

増加しておりまして、約10%ずつの増加となっております。

金額につきましても、国の法定軽減に伴いまして、平成13年度は2億3,000万円ほどございましたが、平成14年度には2億5,500万円、平成16年の2月末現在におきましては2億9,000万円の法定軽減、つまり、国による補助が行われております。

基盤安定繰入金の根拠でございますが、基盤安定繰入金の金額は、先ほど申しました国による法定軽減の金額そのままでございます。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 まず、15年度、16年度のいわゆる赤字解消等の健全化の見通しということでございますが、15年度につきましては、この4月の下旬に最終の医療費の支払いをする必要があると。また、歳入の中で大きな割合を占めております保険料、これについても、5月末の出納閉鎖を待たんことには最終的な数字が出てこない状況なわけですが、今回、補正をお願いしております段階で、15年度については、1億8,689万4,000円ほどの歳入不足が見込まれてくるのではないかなというような見込みをいたしておりますが、最終的な部分については、先ほど申しましたように5月の末で確定するという状態になっております。

それから、ご質問の中で、退職被保険者の収入未済額がふえてきているということでご指摘をいただいているわけですが、今回の16年度当初予算にいたしましても、退職被保険者の収納率は98%というようなことで見込んでおりまして、この部分につきましては、ここ数年、同じような見込みをいたしているわけですが、大もとになります退職被保険者が、

年々、非常に大きな伸びを示してきておりまして、そういう意味で申しますと、いわゆる2%分の未済分、この部分の総額がどうしてもふえていく、累積してくると、こういうような事情がございましてふえてきていると、こういうようなことでございます。

それから、高額医療費の共同事業の仕組みについてでございますが、まずこれは、15年度から、1件、7万点以上、ですから、お医者に渡る医療費の報酬で申しますと、月額のお1人の医療費が70万円以上の高額医療費を対象といたしております。これについては、当然、こういう件数が保険者によって、多ければ多いなりに負担がかさんでくると、こういうようなことで、この共同事業の仕組みそのものが、こういう高額医療費がたくさんかかった部分については、ある程度、負担の平準化をするということで、15年度から国の方で制度化をされております。これに基づきまして、平たく申しますと、摂津市が再保険をかけていると、こういうような仕組みになっています。それで、歳出部分の拠出金というのは、いわゆるこの再保険に係る保険料に相当するものでございまして、それで、歳入の方には、国庫負担金の共同事業の負担金と、それから府の負担金、それから交付金というような形になっているわけですが、この交付金というのが、いわゆる保険の給付に当たるものでございます。ですから、歳出の拠出金に対して、本市の16年度で申しますと、16年度の高額医療費の対象件数の増減によって給付を受けると。ですから、予算上は、歳出の拠出金と歳入の交付金は一応同額で見込んでおります。この同額と申しますのは、大阪府下全体での平均値の交付を受けるということで予算計上させてい

ただいております。

それから、国、府の負担金との兼ね合いでございますが、これは、いわゆる市の方が拠出する拠出金の2分の1については、国、府の負担金で補てんをします。厳密に申しますと、国の負担分が4分の1、府の負担分が4分の1で、合計2分の1になるわけですが、この分については、国、府が負担をするというような形で財源補てんをしますと、こういうふうな形になっております。

ちなみに、今回、15年度予算についての補正をお願いしているわけですが、この部分は、いわゆる共同事業の15年度の確定に伴いまして、交付率が109%だったかと思うんですが、いわゆる掛金よりもようけ給付があったということでの補正をお願いしていると。ただし、これは、厳密に申しますと、そうすると得したんじゃないかという話になるわけですが、ある意味で申しますと、高額医療費の市のいわゆる負担分が、大阪府下の平均よりも高い状態になったということで、他市よりも若干多い目の給付を受けていると、こういうことでございますから、トータルで見たときに、それがいいのかどうかということは若干別問題でございまして。

それから、続きまして、不正利得による返納金でございますが、これは、不正利得ということ、非常に何か悪いことをしたというような表現になっているわけですが、これは、1つは、国民健康保険法の施行規則の中で、国保特会に関する予算科目が決められておまして、その規定に基づきましてこういう予算項目を設けておりますので、こういう表現になっているわけですが、中身といたしましては、国保をやめてから、具体的に申しますと社保の保険証を持ってから、なおか

つ国保の保険証を使って治療を受けられると、このような場合については、当然、社保の資格を持っているわけですから、社保の方で医療費をご負担いただくということになるわけですが、これについては、あくまでもご本人に、医療費、いわゆる保険者負担分の7割相当分をご請求させていただいて、ご本人からお返しいただくということで、こういう形でお返しいただいた分を歳入で計上いたしておるとのことでございます。

それから、保険料徴収員の報酬に關しまして、税との統合というようなことでご質問をちょうだいいたしておりますが、確かに、全国の市町村の中では、保険料の徴収と税の徴収を一元的に行っている市町村も多ございます。ただし、これについては、この近畿2府4県について調査をいたした中で、一元的に実施しておるところは、いわゆる保険料という形じゃなくて、保険税という形で賦課をしておると。こういうところについては、同じ税という範疇でございますので、一元的に収納業務をしているところが多いわけですが、保険料という形で賦課をしている市町村については、一元的にやっているのがほとんど皆無に近い状態でございます。ただ、こういう中で、ご質問にもございましたが、当然、市民税なり固定資産税の徴収ということと、それから保険料の徴収というようなこと、これ同一の市民の方を対象に行うわけですから、特に本市の場合は、今のところ、自己破産とか、こういうケースについては、お互いに情報を交換し合いながら、適切な対応ができるように連絡はとり合っております。

それから、老健拋出金の推移についてでございますが、今、私の手元に10年ほど前からの資料がございますが、例え

ば、10年前の平成6年、このときには、老健の拋出金の総額は11億247万円ほどでございました。これが、平成10年には15億7,512万6,000円、13年度には20億7,000万円というような形で年々ふえてきていると。これ、とりもなおさず、1番の大きな伸びになっている理由と申しますのは、老健の対象になります、従来であれば70歳以上の方々、これらの方々の、これは1人当たりの医療費そのものは、さまざまな制度改正がありまして若干抑制傾向にはあると思うんですが、対象者が爆発的にふえてきているということを中心に、総額が非常に大きな伸びを示してきたということが1番の原因かと思えます。ただし、先ほど東角参事がご答弁申し上げましたように、平成14年の制度改正に伴いまして、老健の対象者そのものは、本市においても徐々に減る傾向にございますので、今後の見込みといたしましては、ほぼ横ばいで推移をするのではないかなというふうに見込んでおります。

それから、保険料の徴収に当たりましての再任用ということでございますが、これにつきましては、現在、普通徴収員6名と、主に過年度分の保険料の収納に当たっていただいております特別徴収員4名、合計10名をお願いしているわけですが、これらの方々の、例えば、一定年齢なりご都合により退職というようなことが生じてまいりました際には、一定そういう部分も含めて、人事と協議をしてみたいというふうには考えております。

それから、運協委員の報酬にかかわりまして、保険料の改定についての考えはというふうなことでございますが、これにつきましては、現在、この16年度の当初予算の段階でもございますので確定

はいたしておりませんが、なかなか、全体的に申し上げて、保険給付費そのものが大きな伸びを示しておるということで、保険料率の改定ということも一定視野には入れていかざるを得ない状況にはなっているわけですが、これについては、一定の結論が出た段階で、運営協議会にご意見をお伺いする中で一定の結論を出していきたいというふうに考えております。

○野口委員長 葭中参事。

○葭中保健福祉部参事 1点目は、一般会計の繰入金の関係でございますが、この繰入金につきましては、老人医療費の負担割合ということで一定の決まり事はございます。

まず1つは基金の交付金、この部分につきましては、16年度につきましては、100分の66、これが16年の9月までです。それと、10月以降が100分の62ということで、4%ほど減になります。

そういうことで、市の方が、公費負担分が100分の38ということになりまして、これが、国、府、市の3者でその負担割合を持つということになっております。その中で、16年の9月までにつきましては、100分の34の割合を負担するというようになっております。その負担割合と、現在、この歳出の中で一般管理費がございまして、その市の事務執行に係ります費用がございまして、その部分を対象額としております。

その分の一般管理の関係の費用につきましては、1,282万9,000円を予定しております。

それと、先ほど申し上げました医療費の市負担金、3億562万2,000円ということで、今回、一般会計の繰入金ということで繰り入れをさせていただいている状況になっております。

次に、人数の推移でございますが、13年度、これは、2月時点の数字で今とらえておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。13年度が6,468人、14年度が6,555人、15年度が6,292人、16年度の見込みとしまして、6,171人というふうに見込んでおるところでございます。

それで、次に、年齢引き上げに伴いましての影響等でございます。

この老人保健法につきましては、平成14年の10月に一定の改正をされまして、年齢の部分を見直されたところでございます。この中身でございますが、まず受診率を見ますと、13年度が175.7%、14年度が190.9%、15年度が208.4%と、受診に関しましては伸びを続けているというような状況になっております。

それと、1人当たりの費用につきましても年々上昇をしているというようになっております。例えば、一人当たり、13年度が6万2,286円、14年度が6万3,639円、これは2.2%の増になっております。15年度が6万4,581円、これは、14年度と比べますと、1.5%というような状況ということで、1人当たりの医療費の分につきましてはふえております。そういうような部分で、今後も、この医療費については増加の傾向というふうに見込んでおるところでございます。

○野口委員長 暫時休憩します。

(午後0時3分 休憩)

(午後1時3分 再開)

○野口委員長 それでは再開します。

藤浦委員。

○藤浦委員 1番目の、国保会計全般についてのご答弁でございましたけども、15年度の見込みというんですかね、こ

れははっきりわからないと言うてはりましたけど、1億8,000万円程度の歳入不足が出る可能性がある、ということでした。

そうすると、今度はそれをどうするかということが16年度を通しての話につながってくるんだろうと、こう思うわけですけどね。

そうすると、先ほども言いました国保料の問題とか、今度考えられるのかということも考えるわけですけど、ちょっとそれとあわせて、国保料の改定の問題については結論をどっかで出しますと、こういうお話でございましたけども、これ結論を出すのはいつぐらいの見込み、結論が出るのはね。15年度がきちっと閉まってからになるのか、その辺のちょっと、いつぐらいの、国保料に関しても、含めた結論が出されるのかということ聞いておきたいと思います。

それから、その国保料金の値上げ以外の中で、10月の委員会の中でもご答弁ありましたけども、例えば、医療費を抑制するという中には、誕生日検診とかの受診率を上げて、早期の発見ができるように努めていくというようなこととか、そんなには多くの方法はないというふうなこともおっしゃってましたですね。他力本願的な、例えば老健拠出金とか、こんなは、もうはっきり言うて努力しようとしてもしょうがないと、こういうことでございまして、そういった中で、やっぱり鋭意、その中でも何とか努力していただいているとは思いますが、これはさらにしっかり努力していただくということです。今の件は要望でおいときますけど、お願いします。

それから、2番目の、一般被保険者分の近年の推移という部分についてはわかりました。ちょっと、制度上の問題で、

老人保健の方の加入が引き上げられていく分、一般被保険者の分がふえていくと、こういう傾向にあるということですので、大変だと思いますので、しっかりこれも見通しを立てながらお願いしたいと思います。これは結構です。

退職被保険者分について、質問させていただいた中での推移については、よく数字を出していただいてわかりましたんですけどね、2つ目に質問したことにつきましては、徴収率2%が漏れているという部分での収入未済額、このことであると、こういうお話でございましたけども、これは、昨年10月のときに、この収入未済額の質問をさせていただいたときに、年金受給権が発生をされた方が、一般被保険者から退職被保険者に切りかえていく申請がなかなかついてきていないので、この辺が収入未済額として残ってきてるんですという話でした。これは、しっかり職員の方でもその方々に勧奨をして、それを切りかえていただくという努力は非常に頑張っているということとして、どんどんその分を切りかえていくようになってきてますよと、こういうお話でしたんですけどね、今の収入未済額で、手続が、要するに切りかえがおくれているという方、また、なかなか行けてないという方の、この部分がどういうふうになってきましたかということをちょっと答弁欲しかったんですが、もう一度ちょっとこのところを教えてくださいたいと思います。

それから、厚生養老年金、受給年齢がだんだんと、今は61歳ですか、2歳ですかね、一つずつ上がっていきますね。そうすると、退職者医療制度との関係の中で、受給年齢が上がっていくことによって何か影響があるのかなのか、ちょっとこの辺を教えてください。

それから、4番目の、高額医療費共同事業負担金関係、これは説明いただいたので、さらに勉強を重ねてまいりたいと、こういうふうに思います。わかりました。ありがとうございます。

それから、不正利得の返納金についてもわかりました。これは、制度上のことでそういうふうになるということでございましたんですが、これはわかりました。

それから、保険料の徴収についても、これも一応おおむねわかりました。予算の中では、報酬としては1,975万5,000円という予算を使ってらっしゃいますので、しっかりこれ、費用対効果が上がるように徴収活動をお願いしたいということ、これは要望しておきます。

それから、国保運営協議会委員報酬について、これは、先ほどの1番目の質問と重なりますけども、結論を出されるのはいつぐらいになるのかということ、同じ質問になります。

それから、8番目の、老人保健拠出金についてですけども、先ほども言いましたけど、この部分については他力本願というんですかね、これはもう頑張りようがないわけですけども、高齢者の市民の健康増進という意味から、健康推進課なんかも、今回、健康せつつ21の事業としていろいろと展開をされておりますけども、そういった連携をする中での、健康長生き、保険要らずというかね、そういう余り保険もなくて元気に暮らせるということも、国保年金課の方でも認識をしていただいて、また努力できるところはしっかりしていただきたいということで、実態をしっかり把握していただくということも含めてお願いをしておきます。これは要望でございます。

それから、老人保健の一般会計繰入金についてはわかりました。

それから、10番目の、老人保健被保険者につきまして、これも、制度上、人数は毎年75歳まで上がっていく関係で少しずつ減ってくると。ところが、75歳まで移行すると、ここからまたふえ出すということで上がっていくんですね。こうなりますと、75歳以上の方でふえるということは、高齢者の純度が高いということですね。ということは、当然、医療費もここからいよいよ本格的に上がり出すというようなことになると思うんです。でなくても、年々、個人の医療費は上がっていると、1人当たりの医療は上がっているという状態ですので大変だなと、こういうふうに思います。これも、やっぱり後でまた介護保険のときにもちょっと申しますけども、骨折予防とかいろいろなこと、今事業の中でも考えてらっしゃるとおっしゃってましたけどね、そういった、各課と連携をしながら、医療保険を使っても元気で暮らしていけるように、これは全市的な取り組みになると思いますけど、高齢者施策という形で頑張っていていただきたいなど、こういうことでございますのでお願いいたします。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 まず、保険料の改定の結論はいつぐらいかということでございますが、16年度の保険料につきましては、4月から7月までの仮算定をいたしまして、これ、前々年の所得に基づいて保険料の仮決定をいたしまして、通知をいたすわけですが、この後、8月1日付で本算定をいたしまして本年度の保険料が確定すると、こういうような運びになりますので、一定それまでには結論を出していきたいと。ただし、これについては、保険料率を変更いたした場合、歳入に変更が生じてまいろうかと思しますので、そのあたりを勘案いたしますと、

遅くとも5月の下旬ぐらいには一定の結論を出していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

それから、2点目の、退職振替の問題でございますが、これにつきましては、従来、国保連合会を通じまして、退職被保険者に該当する方のリストが送付されてきているわけですが、これらの方については、退職被保険者に該当するというところで、切り替え手続をお願いするというようなことで、はがきで勸奨をいたしてきたところでございますが、この15年度から、いわゆる勸奨のみならず、一定、私どもの方で、退職被保険者に該当するというふうなことが確定する部分については職権切替えをいたしてきておまして、それ以外でも、特に、いわゆる扶養の方がおられる場合については、その扶養の方が退職被保険者に該当するかどうかという判定が非常に難しい部分がありますから、これらの方については、勸奨の手続をするのと同時に、漏れ落ちがないように周知徹底をしているということで、従来であれば、勸奨はがきをお送り申し上げても、2割ないし3割ぐらいはなかなか窓口にお越しにならないというような実態もあったわけですが、そういう部分は相当解消されてきているという状況でございます。

それから、年金の給付が、これから段階的に65歳まで開始年齢が切り上げになるわけですが、これに伴いまして、いわゆる退職被保険者に該当する方、これまでは、おおむね60歳に到達した段階で受給権が発生するというような形になっておったわけですが、これが徐々に上がっていくということで、これは、ある意味で申しますと、一般被保険者から退職被保険者に切りかわる年齢が徐々に上がるというようなことがございますが、一方、

いわゆる老人保健制度への移行が75歳まで延びてきておりますので、現行の状態を申しますと、70歳に到達した人中で、約6割強の方が退職被保険者であると。これ、従来は、70歳に到達した段階で、退職被保険者がすべて一般被保険者に切りかわってきていたわけですが、これが、75歳までは、そのまま引き続き退職被保険者の枠内に在籍するというような形になりますので、そうなりますと、新たな、いわゆる一般から退職への切りかえで入ってくる分は、徐々に年金の受給年齢が上がるに伴って、徐々におくれるというようなことがあるわけですが、一たん退職に切り変わった方が一般へ戻ってくるというのが、75歳までストップしていますので、そういう意味で申しますと、退職被保険者総数の伸びは、今後もあと3年ばかりは引き続き続いていくのかなと、こういうような見方をいたしております。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 先ほどの、ややこしい説明でございますが、退職被保険者の数の問題は、65歳まで受給年齢が上がっていくことは、一般被保険者はその分受け皿としては一般被保険者という受け皿ですね。それで、医療費を使われたら一般被保険者としての扱いになると、こういうことになるので負担は大きくなるんですね、一般被保険者全体としては、こういうことでありますよね。だから、大変に、負担の上にまた負担というふうに、これは国の制度なんで何とも、これも他力本願的なことですけどね。

こういうふうに、どんどんと大変な状態になっていくと。こういう中で、先ほど、保険料の決断をするのは5月だというふうにおっしゃっていただきましたけれども、これは、諮問をされるのが5月ぐ

らいになるということですか、内容が。それとも、もう諮問が終わって、6月ぐらいには方針を市として決定をするということになるのか、ちょっとこれは一応答えていただきたいと思うんですけどね。

どちらにいたしましても、上げてほしくないわけですよ。そやけど、いろいろ中身をただせば、聞けば聞くほど中身が暗くてというんですか、希望が持てないような状態になっているのは事実であって、最終的には一般会計から出すのか。努力はされていると思いますよ。さらに努力をしていただいたとして、後は、本当に、他力本願的なことの条件があって、ましてや年金受給年齢が上がってくる。また、老人保健医療への加入がおくれてくるということも踏まえて、ますます苦しくなる材料ばかりがそろっているというような状態でございますけれども。

この中で、最終的には、もう徴収率も上げる言うてもそんなに上がることはないと思います。そうしたら、やっぱり一般会計からの繰り出しになるのか、保険料を上げるのかと、こういう話になりがちなんですね。なってきてしまうかもわからないんですけども、その中でも、やっぱり何とかおくらせてほしいし、何とか圧縮していただきたいと、これはほんまに市民代表としての願いですよ。下水道料金もこの4月から上がるしね。そういう意味では、公共料金というのは、毎年のように何かの料金が上がるというふうな状態が続いておりますので、世間の予測では、次は国民健康保険ちゃうかいようなことも言われておりますしね、これはほんまに努力していただいて、何とか、何回も言いますよ、おくらせていただいて、また圧縮していただくということを要望しておきたいと思います。

1点だけ、さっきの件だけ教えてください。

さい。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 5月の末というようなことで申し上げましたのは、具体的な、手順的な話としては、本市、これまで、保険料率を改定する際につきましては、国保の運営協議会に対しまして意見を求めておりまして、この運営協議会の答申を受けまして、最終的にどう取り扱うのかということの結論を出した上で、保険料の歳入補正が必要なようであれば、議会に補正予算というような形でご意見を求めていくと、こういう運びになりますので、先ほど、5月の末ということで申し上げましたのは、仮に、運営協議会から保険料率の改定やむなしというようなご答申をちょうだいしたとして、それを受けて、いわゆる料率改定を行うのかどうかという部分について、市が最終決断をする時期が5月の末というようなことでございます。

ですから、当然、運営協議会に対して諮問という部分につきましては、それ以前というような形になろうかと思います。

○野口委員長 古谷委員。

○古谷委員 まず、国保会計のところでございますけれども、20ページでございますが、療養給付費と療養費というの、現金と現物というところの説明をしていただきたいと思います。

それと、財源のところでございますけれども、その他の財源で13億7,803万8,000円と、その説明ですね、内容とお願いします。

その1点だけ、お願いしたいと思いません。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 まず、療養給付費と療養費、中身は同じ、いわゆる医療費のうちの保険者負担分7割相当のもの

でございますが、療養給付費につきましては、いわゆる病院等で診察を受けた場合に、医療費の流れというのは、病院から大阪府の国保連合会にレセプトが回りまして、ここで審査を受けて市の方へ請求があると。こういうルートに乗っているものが療養給付費でございます。

一方、いわゆる病院で診察を受けた際に、具体的に申しますと、例えばコルセットとか、こういう現物を、病院から患者が買い取るいうんですか、とにかくお金を出して給付をしていただくという部分については、国保窓口で、後で償還払いするというような形であったり、それから、中には、健康保険証を持たずに診察を受けるような場合がままあります。こういうようなときには、一たん医療費全額をご本人に負担をしていただいて、この部分については国保窓口で償還払いをするという部分でございます。ですから、お金の動きを申しますと、療養費については、医療費の7割相当分を窓口で個々に加入されている市民の方々に直接現金を給付いたしますし、療養給付費の方については、病院から請求のあった分を、国保連合会を通じてお支払いする分の予算科目であると、そういう違いでございます。

それから、この財源内訳の中で、13億7,800万円のその他の財源内訳でございますが、これは、この13億の財源内訳を詳細に申し上げますと、医療分の保険料の現年分、これから9億4,807万3,000円、それから、同じく保険料の医療分の過年度分の歳入見込み、1億1,679万8,000円、それから、督促手数料で歳入計上いたしております30万円、預金の利子1,000円、第三者納付金1,000万円、返納金100万円が内訳になっております。

ですから、その他と申しますのは、基本的には国保に加入されている被保険者の負担になる部分があるという形になっております。

○野口委員長 古谷委員。

○古谷委員 今のご説明でよくわかりました。

もう1項目、国保会計のところで、移送費ということについて載っておりますんですけども、私、これ概要の方で見させていただきまして、162ページということなんです。移送費についてお答えいただきたいと思います。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 この移送費につきましては、過去一貫して予算計上して、すべて未執行という形で来ているわけですが、これ、通常は、大都市部でございます摂津市のような保険者の場合は、例えば、病院から病院へ転院する場合には、仮に、ご本人が移動できなくて、治療的な必要があって他の病院に転院すると、こういうような場合には病院の救急車を使って移動になるわけですね。ところが、特に山間部等で、病院はそういう設備を持っていないということで、治療上必要があって、他の病院に転院せなあかん状態なわけだと、例えば、タクシーを借り上げて行くような必要がある場合については、その部分がいわゆる移送費の対象になります。

そういうことで、これは国民健康保険法上、保険者としての費用負担が規定されておる項目でございますので、予算計上はいたしてきておりますが、年々、いわゆる未執行という形で推移しているということでございます。

○野口委員長 ほかにございませんか。

山下委員。

○山下委員 先ほども、国民健康保険、

15年度の決算見込みの状況について、1億8,689万4,000円という、赤字見込みだということでありませけれども、これは、当初の段階と比較して一体どういうことになっているのか。また、単年度収支ではどうなのかということをお聞きしたいと思います。

16年度の予算の中で、雑入のうち、雑収入として上がっている1億5,662万7,000円が、これが財源手当できてないということで、値上げせずにいけば、単年度で赤字になる額と解してよいのかということを確認しておきたいと思ひます。

それから、一般会計の繰り入れですね、16年度予算で1.6%の減ということで、これは、いわばルールに基づく繰り入れのようなお話だったと思うんですが、しかし、この昨今の状況から、昨今の状況というよりは、むしろ、今さっきから論議になっているように、老人保健法の改悪等で、本来、これまで老人保健に加入していた世帯が国保にとどまるという、このことによって、国保の負担がふえるということがあるわけですね。いわば、これは、国の制度の改定によって、保険者の負担あるいは被保険者の負担がふえてくるということでありませけれども、これまで摂津市の国保では、改悪がなされるたびに国保加入者に、被保険者に転嫁するということではなくて、そういうものも持ちこたえてやってきたという経過がありますね。

そういう点から言ひますと、国保の繰り入れは、法定、つまり義務的なもの以外に、一般の国保料軽減措置として図られるべきは、増額してこそ当然なんではありませんか、いかがでしょうか。

それから、国保窓口の改善ということも言われておりますけれども、先ほども

お話ありました国保の徴収ですね、これは15年度で来ていることではありますが、滞納分についての徴収に直接赴かれると、こういうこともやっているということでありませけれども、しかし、おくれながらでも納入している世帯にあえて出向いて行って徴収すると。しかも、庁内ではこういう名札つけてますけれども、身分もはっきりしないで徴収に行くということで、非常に怒られた例があつて、もちろんそれは担当から謝りに行ったということもお聞きしてませけれども。

今後そういうといひますかね、滞納者に対して、これをわずかずつでも払って行って努力をしているところに対してまで徴収に赴くということまでやっていくのかと。つまり、そういうことは、払う能力があるのに払わないというふうに見てそういう取り扱いをされようとしているのか、そういう点をお聞きしておきたいと思ひます。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 まず、1点目の、15年度予算にかかわる雑収入の予算額でございますが、当初予算段階では、1億7,334万3,000円というのが雑入の当初予算額でございます。これに加えまして、補正予算の第1号で、14年度の決算に対する繰上充用分ということで、2億8,000万円ほどの雑入予算を計上いたしておるわけですが、今回補正をお願いいたしている分も含めて、年度途中でのプラスマイナスでございますので、最終的には、年間を通じて申しますと、1,355万1,000円増の、先ほど申しました1億8,689万4,000円が今回の補正後の雑入の予算額になると。こういう形でございませるので、おおむね数字だけ見ますと、14年度の決算段階で繰上充用をお願いした2億8,

000万円分が、ほぼ年度内で減少するというような形になりますので、ある意味で申しますと、単年度の収支だけを見ますと、ほぼその相当分が黒字決算と、こういう形になります。ただし、これにつきましては、雑入の減少部分につきましては、ある意味で申しますと、14年度の決算段階で本来交付されるべきものが過少交付されておるために、14年度の決算は赤字になりますし、この部分が、15年度で翌年度に精算交付と、こういう形になりますので、15年度は、単年度だけを見たときには黒字決算になると、こういうことをごさいますて、これは、国保の会計そのものが、それぞれの年ですべて精算が終わるといふ仕組みになってございませんでして、翌年精算という形もあれば、例えば、老健の拠出金であるとか介護の納付金、このあたりになりますと、2年後に精算というよう手法が講じられておりますので、どうしてもそういうような状態が起こってくるということをごさいます。それと同時に、先ほど藤浦委員からのご質問の中でもお答えしているわけですが、この3月段階で1億8,600万円というのも、最終的には出納閉鎖段階にならんと確定しないと、こういうことで申し上げているわけですが、この1億8,600万円についても、15年度の事業で行った拠出金であるとか保険給付費、このあたりの国庫負担分、これらがすべて単年度で満額交付されるという前提での数字でございませので、これは、ある意味で申しますと、国の方の会計の状態によって、全国の国保から上がってくる国庫負担金なりの請求を見て、今年度で全部交付が難しいというようなことであれば、例えば9掛けであるとか8掛けというよう形で翌年回しになると、こういうようなこともあ

りますので、そういうことで、現行、1億8,600万円については、今の段階での試算というようなことをご理解をいただけるとありがたいというふうに思います。

それから、この16年度、当初予算段階で、雑入というようなこと、1億5,662万7,000円を予算計上しておりますわけですが、これについては、最終的に、今後の、この16年度の事業の推移を見ないと確定しない部分もあるわけですが、今の状況としては、これらについて考えられる方策としては、保険料改定という形で歳入を賄っていくという方法しか具体的な部分としてはないのも現状でございませ。

それから、この国保制度が全国の市町村で一定義務化される中で、今日まで相当の年数があるわけですが、そういう中で、ほぼ毎年のように制度改正、これは、ある意味で申しますと制度改悪というような批判をいただく場合もあるかと思うんですが、がなされてきているのも現状です。

そういう中で、委員ご質問のように、国保に加入される方々の保険料負担もなかなか大変だということも承知はしているわけですが、一定程度、この国保という制度が特別会計で運営されている中では、やはり確かに保険料を抑えるという手法としては、一般会計からの繰り入れをして保険料を抑えると、こういうよう手法があるわけですが、これは特別会計という形で実施されているという中で、本市の保険料率がどうなのかという部分も見据えた中で一定判断をしていかざるを得ないことではないかなと。

というのは、いわゆる医療制度改革一つにしましても、摂津市の方々だけが、老健の移行が75歳にとまっているわけ

では決してございませんので、日本全国津々浦々の自治体で同じような制度改正がなされて、そういう中で運営されているというようなこともございますので、これは、1つの手法としては繰入金を入れて保険料を抑えると、こういう手法もあることは十分承知はしておりますが、今の市の財政状況等も考え合わせますと、なかなか厳しい状態であるなというふうには考えております。

それから、保険料の分割誓約をされている方に対しても保険料の徴収に回ることというようなことですが、これは、分割誓約をされている方にもさまざまな方がございます。分割誓約に至る経緯も、例えば会社をやめて国保に入ってくる。そうすると、会社員であったときの所得で保険料が算定されるというようなことになりますので、どうしても初年度は非常に高い保険料になって、なかなか保険の支払いが困難であると、こういうようなことで、この部分を翌年度移行に繰り延べしてお支払いいただくと。こういうような対応もいたしておるわけですが、中には、前年とほぼ同じような所得であっても、さまざまな事情があって、私どもの方で決定いたしました保険料の支払いができないということで、分割をいただいているケースもございますが、これについては、その分割部分が当然未納という形で残るわけですね。そういうことで、私どもとしては、それぞれの被保険者の状態を確認しながら、できるだけ賦課いたしました保険料については納付をいただく努力をしていくということは、これは当然保険者として必要なことであるというふうに考えておりますので、必ずしも一律にというような考えをしているわけではございませんが、滞納されている方々の状態を見ながら、徴

収の努力は引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 今、15年度決算見込みの状況に関連して、15年度、保険料審議して、決定した時期、出納閉鎖が済んだ時点で、14年度の赤字、これを繰上充用で見たというのが2億8,000万円、おおよそですね。それから、15年当初のいわば雑入ということで、見込みのない財源、これが1億7,000万円、合わせて4億5,000万円の赤字見込みということで、確定した段階からは出発したんですね。そういうことに基づいて論議も、保険料を値上げする時点ではそういう論議であったと。そのときに、いや、これは過少交付であると、国からのいろいろなお金が過少交付であるということについては、その時点で全くわからなかったことなんですかと。いろいろ変動があるから、あるいは全国的な状況も見ながらということもそりゃあるかもしれませんが、そういうことは論議の対象にはならず今日まで来て、いや、結果としては、繰上充用分の2億8,000万円がほぼ消えた形でございますと、こういうことをしゃあしゃあと言わはるんですけどもね、しかし、保険料値上げ審議のときには、そういうことは少しも見えてないわけですよ。保険料の審議は一体何やったのかと言わざるを得ないですよ、これは。実質上、やむを得ない事情、またいろいろおっしゃると思うんですが。しかし、それではこの収支の均衡ということなんかを、私は知りません、私は違いますけども、ほかの委員はそういうことをいろいろ気になさってこれ論議してきたはずなんですね。ところが、4億5,000万円の赤字見込みが、いや、終わってみたら1億8,000万円、

何やねんということになりやしませんか。ここで論議していることは一体何なのかと。いや、制度によってそうなってますねんということで、はい、そうでございますかて、こんな委員会審議、本当に何のためにやってるかということはわかりませんで。

そういうことをどうお感じになつてるのかということをお聞きしたいんですよ。

まじめに収支均衡とかいろいろ、いや、財政赤字やからと、いや、もういろいろやってるけれども、こんなことになってんのやったら、この審議一体何かと。この16年度予算についても、これ赤字見込みが1億8,000万円だということ、これまた3億3,000万円の赤字見込みみたいな格好になってるんですよ、これね。出納閉鎖終わってませんけど。

それなのに、保険料については確実に値上げの審議をしていくと、値上げの審議ね。値上げを諮問されるんですよ、違うんですか。これまで、今おっしゃったように、いや、単年度で見るべきではないと、経過があるからというふうにおっしゃるんだけど、しかし、この間ずっと単年度黒字で来た年も、毎年のように上げてきたじゃないですか。トータルとして見ても、4年連続黒字になったときもあったと思うんですよ。そういう場合でも毎年値上げしてるじゃないですか。累積があると、いろいろなことおっしゃってますけども、そういう基本的な考え方という点では、これは全体としてしんどいんだから、一般会計からも相応に繰り入れるということをやらなけりゃならんのではないですか。そういうふうにして、今まで一般会計からの繰り入れをふやさざるを得なかったという状況があったんじゃないですか。我々はもっと積極的にふやすべきだというふうに言ってきまし

たけども、そこにしか、過去に基金積み立てなどあるようなところならいざ知らず、それもなければ、これしか調整弁果たせないんですよ。

国保加入者の多くはどういう実態にあるのか、担当課でないからご存じないかもしれないけども、去年調査やってますよ、ことしか。調査やってますよ、結果みたら、去年より売上減つてると、苦しくなってる、圧倒的多数なんですよ、6割いってますわね。そんな状況あるでしょ。

それから、この国保加入者のおよそ4割は給与所得でしょ。給与所得だけでも、勤め先に健康保険制度がないということで国保に加入してはると、こういう人も多いんですよ、4割がそのぐらいあったと思いますが。

こんなことを考えると、その人たちにとっても、仕事は減つてるとか、まあ給料ふえてるといふところはまず少ないです。ごくごく一部のところですわね、企業ですよ。ほか圧倒的多数は大変な状況にありますよ。そういうときにね、国保料値上げ、本当にこんなもん諮問すべきかと、見送るべきじゃないですか。

ということをどうお考えですか。

もう1つ、それから、そういうことを論議している国民健康保険運営協議会というのは一体どんな論議をやっているかということ、これは広く被保険者に知ってもらふ必要があるんじゃないですか。情報公開なんていうことじゃなくて、情報提供をやるべきじゃないんですか。こういう論議やっていると、加入者の皆さんと、こういう論議をやってますよと。こういう論議やってこういう結論出しますよと、こういう論議の、審議の過程というのは、やっぱりだれが見てもすぐわかるようにすべきじゃありませんか。

ほかの審議会、公開してる審議会な

かなか少ないですよ。少ないけども、本来はこういうものはみんな公開すべきじゃないですか。公開というよりは、公開を要求されてするというよりは、積極的に、皆さんの負担にかかわる問題についてはこういうふうに論議してますと。当局はこういう説明してるし、委員はこういう発言をしています、こういうことがよくわかるようにならなきゃね、こりゃ全く市民にとっては、何かわからんままに、ましてや、さっきも言いました、何かわからん土台の上に乗ってるようなあやふやなものを指針として論議してね、いや、値上げやむなしと、どんな結論が出てくるんだと思わざるを得ないですね。

公開という問題について、公開というのは、言われて公開するんじゃないくて、情報を提供していくと、こういう論議をしていますということが大事ではないかということ言ってるんで、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。
○野口委員長 東角参事。

○東角国保年金課参事 1点目と2点目についてお答えさせていただきます。

まず1点目の、平成14年度の決算で、見込額2.8億円、それから、平成15年度の当初予算ベースで、雑入として1.7億円を予算計上させていただきました。合計4.5億円の出發でありましたが、平成15年12月の議会、それから、この3月議会に上程させていただいております議案で、1億8,000万円というような解消がなされているとことについてでございますが、先ほども佐藤参事の方からも申し上げましたとおりでございます。老健の拠出金あるいは介護の納付金につきましては、医療費、介護保険制度に基づく納付金、前々年度の医療費なり介護で利用者が使われた費用などから、全国的に計算されるものでございま

して、まず、約3年のスパンで精算が行われております。

それから、もう1点は、老健の拠出金でございますが、平成12年度は16億円ございました。平成13年度には、これは4億ふえて20億であったと記憶しております。平成14年度の決算時におきましては、これは24億、ほぼ25億に近い金額であったと記憶しておりますけれども、単年度ごとで約4億円ずつ、3年間続けて上がってまいりました。それで、平成14年度の制度の改正がございまして、平成15年度の当初予算ベースでは、老健は、一定拠出金は落ちついたかと思われておりますが、何分にも、平成12年度からの老健の拠出金の増加額が非常な金額でありました。老人の比率を見ましても、摂津市はかなり若い都市でございまして低い方なんです。平成16年度の2月末現在で16.38%となっております。全国平均からすると低いのでございますが、老健拠出金につきましては、全国ベースに基づいて、すべての老人医療にかかった費用を算出いたしまして、それを全国の保険者で割り戻しをするため、全国3,000ほどの自治体が、それぞれ老健の拠出金は、簡単に申しますと、市の規模であるとか老人比率などによって得する自治体もございまして、また、一定、短期間で支出増になるような市もございまして。

したがって、まず、この老健拠出金が3年のスパンで精算が行われておりますことから、今年度、これはたまたま2億8,000万円ほどの累積赤字を解消できたわけでございますが、なかなか老健拠出金の全国ベースで動きます支出額が読みにくいという点がございまして。

それから、一般の医療費でございますが、一般の医療費につきましても、療養

給付費負担金というような形で、一般の医療費の総額にかかったうちの4割が、国によって国庫支出金として市に入ってまいります。これにつきましても、国の方が、その年、その年の3,000の自治体で、国の財源の中から配分いたしますもので、当該年度で100%精算されるものではございませんで、約2年間ほどの精算のスパンがございます。

したがいまして、2億8,000万円がいつの間にか解消したと言われる、確かなかなか見込みがつきにくいものでございまして、できるだけこの国保制度をよく十分に理解して、できるだけ市民の皆様のご負担にならないような手だてを、常に考えさせていただいて、国からもできるだけ財源がたくさんいただける方法はないかと。あるいは医療費の抑制はどうすれば、これはちょっと健康推進課との連携をさらに密にしないとなかなか難しいのではございますが、そういう部分がありまして、累積赤字を解消していくという形をとっております。

ちなみに、一般会計の繰り出しでございしますが、平成14年度の決算、平成14年度末の一般会計の繰入金は、これも何度も民生常任委員会の中でも申し上げてきたかとも思いますが、本市の法定外の繰入金につきましては、被保険者1人当たりで見ましたところ、年間約1万3,009円の保険料の抑制を行っておる状況にあります。

なお、佐藤参事からも申し上げておりますとおり、国保の特別会計の仕組みの中では、それぞれ特別会計としての経営努力をしていくということでございまして、本市の財政状況が相当厳しい中にありまして、一般会計の繰り入れは他市と比較する中ではなかなか難しいのではないかと。また、一般会計の繰入金を全く

出さずに運営されている市も7市ほどございまして、摂津市におきましても、もう少し努力をしていくところがあるかと思われまます。

それから、第2点目の、国保加入者の4割が給与所得者で、収入状況が非常に厳しいというところがございますが、これは、委員のおっしゃるとおりでございまして、国民健康保険に加入される方の収入状況がかなり不安定な状況、失業なり、休・廃業なりを伴いますことから、年度始めにつきましては、前年の収入に基づいて保険料を算定いたしますから、非常に苦しいご負担になろうかと、これは委員のおっしゃるとおりでございまして。

ただ、その件につきましては、摂津市の国民健康保険条例に基づきまして、保険料の減免という制度が、よくご存じのようにされておりまして、平成12年、380件申請で、適用が344件ございました。平成13年度は、申請が276件で、適用件数が240件。昨年度の決算では、申請が207件で、適用が179件。今年度につきましては、申請が278件で、適用件数が245件ございました。これは、先ほど藤浦委員のご質問でありましたときにも申し上げましたが、国の法定軽減の7割軽減、5割軽減、2割軽減の適用者と市の減免制度の適用者を合わせますと、平成12年度では5,688世帯、平成13年度では5,879世帯、平成14年度の決算時では6,298世帯、今回、平成15年度、平成16年2月末現在では、7,137世帯となっております。市の中での減免及び法定軽減に該当する世帯では約40%を占めております。

先ほどの、収入が著しく少なくなったために保険料の支払いが負担であるという委員のご指摘でございまして、それは

まことにそのとおりであろうかと思っております。

ただ、本市の保険料の減免につきましては、先ほど申しあげました適用件数245件でございますが、前年度の所得が高くても、当該年度の申請によりまして、8月が本算定でございますので、8月の申請によりまして、生活保護基準の1.15倍というような一定基準がございますが、その一定基準を満たした場合でございますが、平成15年度現在では、1,455万円ほどの保険料の減免を行っております。これは、1世帯で見た場合でございますが、約6万円の減免をさせていただいております。この6万円が、もっとたくさん減免ができればいいという市民の方々の思いはよくわかるんですが、今年度、厳しい収入状況になった場合につきましては、減免の制度で所得割が係ってくるようになります。

なお、法定軽減を受けられる方につきましては、7割の法定軽減で、2人世帯の場合であれば、年間6万480円、1人世帯であっても、3万8,640円が国によって軽減をされております。7割軽減世帯であれば、これは、当該年度は収入が落ちて翌年度になろうかと思えますが、翌年度であれば、1人世帯は月々1,380円、2人世帯であれば月々2,160円の保険料を納めていただければというふうになっております。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 国民健康保険運営協議会の公開をというようなことでございますが、これにつきましては、一度、国民健康保険運営協議会にお諮りをいたしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、国民健康保険運営協議会というのは、ご承知のとおり、被保険者代表と

というような形で市民の方々4人、それから、いわゆる医療の代表というようなことで、お医者をはじめ4名の方、公益委員が4名、被用者保険の代表の方2名というようなことで、14名で構成をされておりますので、一定、公開という部分については議論はあろうかと思いますが、一度、お諮りはしてみたいというふうに考えております。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 非常に不安定で、3年ぐらいのスパンで見てほしいというお話なんです。それにしても、予算の時期との乖離が非常に大きいと。いわば、これはどっちへ転ぶかというようなことを見ていった場合には、市の担当者としては、できるだけ安全な方にとというのは、市民の負担は多くしても財政としては赤字にならんようにと、できるだけ、いう方向の方が強いと。つまり、赤字にするよりは被保険者の負担をふやすということになりはしないのかと。いつもそういう安全のとり方と。

つまり、被保険者の目線に立てば、やっぱり保険料が増大するということは、これは絶対にだめなんです。しかも、今のような状況なんです。毎年、商売している人にとってはなかなか大変。それに、給与所得者の場合でも大変な事態になってますよ。またこの上に、消費税の増税、こんなことが加わってきたら、商売として成り立っていくかどうかということでしょう。そんな時期に保険料負担ふえていったら、ほんまえらいことになるというのが実感なんです。

そういうことから、値上げは絶対避けていただきたいということでありましてけれども、やっちはならんというふうに思うんですけども。

それにしても、今おっしゃった申請減

免に係る件数をおっしゃいましたね。こういうところについては、これを保険そのものの負担の中でやりくりするというんじゃなくて、こういうことは市が制度として打ち出してやってるんですから、これはやっぱり一般会計からの繰り入れを根拠にしなければならないんじゃないですか。これ義務的というまでには至らんけれども、考え方として、そういうものじゃないですか。そういうものが一体どのぐらいになるのか、こういうことも、やっぱり一般会計繰り入れということを考える場合には当然頭に入れておかなければならないことではないかと思うんですが。そりゃどのぐらいのものになるか知りません。そやけど、そういうことも、これ全体の額からしたら少ないかもしれないけれども、根拠としてはそういうふうなものとして、これはまた明細を明らかにしておくということが大事なんではないかと思うんです。

それから、それもあれもこれも一緒にしないようにしていくことが大事ではないかと思うんですが。その考えを聞いておきたいと思います。

それから、今るるおっしゃいましたけれども、結局、保険料をやっぱり上げないというところに帰結するというところで、そういう諮問を行えというふうに申し上げたいということです。

それから、老健の方に関連して、1つお聞きしておきたいんですが、これは、老人の高額医療費の償還払いに関して、ここに受領委任払制度とか自動償還にするというふうにしないと、これは申請期間が2年ということで、それ過ぎたらもうだめですよということになってしまいますわね。

これも、大阪府市議会議長会でも特別決議を上げて、老人高額療養費の償還払

いを、これを受領委任払いに切りかえよと、こういう決議も採択されて、送られているわけでありましてけれども、こういうことに動き出さなきゃならんと思うんです。もちろん、担当の方ではそういうふうにやってるといふふうにおっしゃるかもしれませんが、上に向けて。そういう点があるかとは思いますが、これ、考えてみたら非常におかしいことなんです。当然、申請すれば返ってくるんだけど、その申請をしなかった、忘れておいた、そしたらそれは返ってこない。そんな、その人の責任やというふうには言えないですね。周知徹底さえなかなかされてないと。医療機関で周知するようにしているというふうなことでもありますけれども、こういうことが本当に、それこそ親切な市政としては、こういうことは徹底して行うべきなんではないかと思うんです。

そういう状況についてのちょっとお知らせをいただきたいと思います。

運協の公開の問題については、むしろ積極的に情報提供を行っていくということについてはご検討いただくということで、また一層の努力をお願いしたいと思います。以上。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 一般会計からの繰入金、これについては、私ども摂津市も含めまして7市、金額の大小はあるわけなんです、法定外の繰り出しいうんですか、繰り入れいうんですか、これはしてるわけですね。

そういう中で、実は2つのタイプがございまして、本市のように、いわゆる一括繰り入れをしているのが、摂津市、茨木市、池田市、この3つでございまして。それから、残りの、高槻市、吹田市、豊中市、箕面市、これらの市については、

それぞれ、先ほど山下委員がおっしゃいましたように、例えば、保険料の減免分が幾らであるとか、それから、福祉医療を実施しているために国庫負担金の交付にペナルティーがかかっておりまして、この減額分の補てんであるとかいう形で、それぞれ用途目的を定めまして、その必要な部分の繰り入れをするというやり方と2通りございます。当然、担当の方としては、本市のこの繰り入れがどういう状態になっているのかということで、それなりに検討はいたしておりまして、現在ご審議いただいております16年度当初予算についても、財源内訳としては、基本的な考えは、北摂各市の繰り出し対象になっているものについては、優先的にそれに財源を充てた状態で財源内訳を作成いたしておりまして、その結果だけを申し上げますと、そういう意味で申し上げますと、北摂4市、いわゆる財源内訳を定めている4市の基準を満額到達して、なおかつ、他市では繰り入れを行っていない部分についても繰り入れをしておるということで、この北摂4市の中で、財源の用途を定めて繰り入れしている中で、1番繰入額が多いのは実は吹田市でございますが、吹田市の基準よりも多いような状態になっております。ただ、当然、今後、市の財政が非常に厳しくなっていくという状況もありますので、ただ単に、繰入金をもっとふやしてほしいと、こういうことだけではなかなか難しい状態でもございますので、そのあたりは、一定頭に置いた中で、やはりこれは財政当局とも議論をしていく必要があるというふうには考えております。

○野口委員長 葎中参事。

○葎中保健福祉部参事 高額医療費の状況についてご説明をさせていただきます。

この高額医療費につきましては、さら

に限度額をオーバーする部分を、一定、我々の方から通知をしまして、手続に来ていただくというような部分で、高額医療費の支給をさせていただいているような状況でございます。

この関係につきましては、前の決算の委員会でもご説明をしたと思いますが、その部分で申し上げますと、去年の8月31日現在で、件数で見ますと50.5%の償還をしておったというような状況になっております。それで、今現在、2月の状況で、ちょうど14年2月からやりまして、1年間のちょうどサイクル、12か月分の集計が今出ております。それで、今、件数で65.44%というような償還の処理をさせていただいているような状況でございます。この制度につきましては、今言うように1年を経過しまして、先ほどから申し上げておりますように、15%程度も伸びてきておる状況でございますので、これは、新たに高額適用になりましたら、我々の方からご案内を差し上げて、来ていただくというような方法をとっておりますけれども、ある程度の月数が経過した分についても、適宜、案内等をするようにも言うておりますので、この分については、今後また執行率が上昇していくというふうにご覧いただけますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 先ほどの一般会計の繰り入れの明細と申しますか、それは、やはり今まではともかく、一般被保険者の保険料軽減のためだという、この説明しかしておりませんから、先ほどおっしゃった幾つかの、これもうかなり義務的ですよ、こういうふうに分けたらね。そやけど、分けたそういう方向を持って、市の姿勢としてそういうことをやってきたんだか

ら、政策的に。そりゃやっぱり市の一般会計からの繰り入れやるべきだと。

ほな、それだけでいいのかということをお私言ってるんじゃないんですよ。限定してそれやないといかんということをお言ってるんじゃないんですよ。しかし、そういうところは、これは、いわば義務的というか、準義務的というか、法定内外と言え、比較的、内のね、これは摂津市独自のという、国庫負担も府の負担も補助もないけれども、しかし、市としてやってきたんだから、そういう姿勢は貫く必要があるということをお、まず1点言っているわけで。

もう1つの、一般被保険者に対する保険料軽減のためにどうするかということについても、その上にやっぱりいろいろ考えていかなきゃならんということであって、そういうことを整理もしていく必要あるし、整理して消していくということをお言ってるんじゃないんですよ。一般被保険者の、事実それに使われている一般会計の繰り入れはどうかということをお確保していかなあかんということをお言ってるわけであって。何か、これ、なくすためにというふうなことをお言ってるんじゃないんですよ。根拠はあるんだから、一般被保険者の保険料軽減のためと。そういう根拠もしっかり示しながらやっていくということが大事なんではないかということなんであらね。

過去、どういう経緯であったかということも、きょう今すぐとはお言いませんけれども、後ほど、こういう経過で、その内訳を言え、こうなるというふうなこともおいただければお思います。

いろいろおっしゃいましたけれども、結局は保険料を上げるということの前提で事を進めるような、そういう体制になっておりますので、そうではなくて、保険

料を引き下げるような方向で、あるいは少なくとも引き上げないという立場に立って運営をされるように、そういうことを要望して、質問を終わります。

○野口委員長 ほかにございせんか。

上村委員。

○上村委員 そうしたら、今、山下委員、藤浦委員と、国保料の改定について質問がありました。

繰り入れのことで、国保会計のあるべき姿というのを私なりに考えとったわけですけれども、今、一般会計の経常収支比率が108.9%ということで、大阪府下ワースト2位、全国でもワースト2位ということで、平成19年ごろには赤字再建団体になるかということで、それを回避するために第3次行革ということでやっております。

この108.9の中で、中身を見ますと、公債費、繰出金、人件費というこの3つが大阪平均よりも悪いということであらいます。

特に繰出金ですね、繰出金の比率を見ますと、これは大阪府下でも1位の繰出金の比率ということであらいます。その繰出金の中身を見ますと、16年度予算では42億ということで、15年度から10億少なくしておりますけれども、その10億は、下水道の方で苦勞して今削減しようということ、隣の部屋で今必死に議論していると思はますけれども、いざ、こういう民生、国保あるいは老人、介護というところで見ますと前年並みということであらいます。合わせて16億ですかね、この委員会に關係する繰出金は、国保については8億4,750万円ということであらいます。その中で、基準外と言われる繰り出しが2億7,639万1,000円ということで、ずっと3億2,000万円であらった数字が、ここで

5, 000万円減ったかなという気はしますけども、しかし、国保会計発足以来、ずっとこの繰り出しが続いておるということであります。

親と子の関係に例えますと、親がもう台所が火の車で非常に厳しいときに、子どもがまだ金くれ、金くれと。まだ成長途上の子どもであれば親も支援してあげますけども、この国民健康保険は、でき上がってもう大人の会計なんですよ、本来は。習熟し切った会計システムなんです。そこが、下水道であれば、これからまだまだ子どもということで、親が仕送りするという部分もありますけれども、この国保については成熟し切った大人であって、もう収支バランスはその会計でとるべきであるというふうに思うんですよ。このことが何十年も続いてきたということは、一体皆さん何しとったんかということなんですよ。ですから、私は、この国保会計というもののあるべき姿がどういうものなのかなと、ちょっとまじめに考えてほしいというのがあるんですよ。

介護保険も新しくスタートしてます。介護保険は基金を積んで、そこで収支バランスが狂ったらそこから補てんするという仕組みになってますよね。この国保についてもそういう基金をつくって、不測の事態、例えば、今回、鳥インフルエンザとか発生してますけど、風邪が大流行して病人が大勢発生したという場合には、そりゃそういうときには一般会計から一時的に支援するとか、それはあり得るかもしれませんが、しかし、そういったときでも、そういう基金のところから出すということが、本来はあるべき会計の仕組みではないかなというふうに思うんですよ。そこがないから、そこをきっちり持っておかないと、いつまでも親のす

ねかじりのような状態です。それをきっちり切り離して、やっぱり国保会計は1人立ちしろということにしないと、いつまでも不安定な議論を費やすわけですよ。そのあるべき姿をきっちりだれかが持たないと、それに向かって進んでいくということも必要ではないかなと。

ですから、そこの考え方をどう考えておるのかということをおひとつお答え願いたい。

それと、繰り出しのこと、今までの議論してきました。

繰り入金を調べてみますと、基準外繰り出し、保険料率ですね、これ大阪府下の各市の保険料率です。先般の12月の本会議でも私言いましたけども、所得割の率、これは大阪府下で2番目に低いと。赤いのはこれ繰り出しです。縦の方が法定外繰り出しをグラフ化したものです。この折れ線が保険料率です。これ同じ方式が27市あって、保険料率が1番低いのが茨木市で、次が摂津市。7.26でしたかね。繰り出しの1番法定外が多いのが茨木市で、次が摂津市です。保険料率が高くなってくると、繰り出しがほとんどないんですけども、この平均が9.2なんですよ、今。だから、所得割の保険料率の平均が9.2。だから、これがもし広域行政になって、大阪府下で国民健康保険は一括してやりますということになったら、いきなり9.2になるという格好になるんですよ。7.2から9.2、すごいアップですよ。だから、市民にとってはそのことが非常にショックでしょうし、ましてや、この法定外の繰り入れ、3億2,000万円、ほかは2億7,000万円ですけども、これ赤字再建団体であれば、これすぐなくなる話ですよ。これも、だから、赤字再建団体であればいきなり保険料率もがんと上がると。今

まで議員は何しとったんですかという話が当然出てきましようし、行政としても、この国保会計を、なぜそういった運用をしたんですかということも言えるのではないかなということで、ここの考え方をひとつお願いします。

それと、今、国保運営協議会のお話ありましたけど、これ15年の3月27日に答申を受けて、こっちから諮問して向こうから答申返ってきましたよね。その答申に、料率は、答申が、1,000分の76か72.6にとめられたいということであったんですけども、第2項に、「国民健康保険は、市民が健康で文化的な生活を営む上で、安定的かつ健全な運営が図られなければならない。そのためには、適用の適正化や保険料収納対策など、保険者のなお一層の努力を期待するところである。特に、保険料の算定に当たっては、適正賦課の原点から、国民健康保険条例に基づき、毎年度、保険料率の調整を行われたい。すなわち、保険料の算定は、国民健康保険条例の賦課額に対する割合が基本であること。また、これにより算出されるそれぞれの料率に基づく賦課は保険者に任されている範疇である」という答申が返ってきてるんです。

この答申が返ってきて、これを受けて、どう考えておられるのかなということも含めて、答弁を願いたいと思います。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 ご質問は、大きく分けて、繰入金を含めて国保特会がどうあるべきなのかということと、運営協議会の答申をどう考えているのかと、この2点に大きく集約されるかと思うんですが。

まず、1点目、1つは、国民健康保険というのが特別会計になっている。これは、要は、国民健康保険法で、この国保

の運営をすべての市町村に、保険者になることを義務づけたのと同時に、特別会計で行うということが国民健康保険法で義務づけられているわけですね。この特別会計というような中で、これは基本としては、その会計で収支をとるという前提で特別会計というようなことになっておるわけですから、国民健康保険法で想定している一般会計から特別会計への繰り出しについては、国保の運営に係る人件費であるとか事務費部分、それと、国の軽減制度に伴う基盤安定繰入金、それから、地方交付税に算定されている部分、これら以外のことは、法としては想定していないと。

ただし、全国の市町村の中では、例えば、市民に対する一般的な保険事業、これを国保の会計で行っているというような自治体も多いわけですから、そういう部分については、そういう費用が必要な部分については、繰出金を出して賄っていくということで、それは、一般会計から繰り出しをすることについては違法ではないわけですが、もともと保険料を抑制するために繰出金を出すということが想定されておるような仕組みではないわけです。ただ、現実には、国保に加入されている方々、その多くが、本市の場合でも、約4割近くを無職者が占めておりますし、そういう中で、保険料の負担感が大変厳しいという状態もあるわけですが、私は、一般会計から国保への繰り出しという部分については、今のようにな一般会計の財政が厳しくなってくると、これまで以上にやはり精査はしていかなざるを得ない部分の1つかなと。ただ、そのときには、やはり1つは、原点に立ち返ってこれは考えていかんことには、私、国保年金課長ですから国保のことさえよければということではなかなか相務まら

ん部分もございますし、そういう中で、やはり1つは、国保への繰り出しがなければ、本市の保険料がどうなるのか、ということが1つの基準になると思うんです。

というのは、摂津市の国保の被保険者についても、摂津市の国保証をお持ちになれば、日本全国津々浦々の病院で、例えば、茨木市の国保の方も吹田市の国保の方も全く同じように医療の給付が受けられるわけですね。そういう中で、私ども摂津市の国保の保険料について、例えば近隣各市と比較して、相対的に高いのか低いのか。1つは、近隣各市よりも高いというようなことであれば、税を投入してでも、やはり摂津市の保険料率を近隣並みに抑えるという、これは1つのウィークポイントにはなるかと思うんですが、そういう部分も踏まえた中で、やはりこれは、財政当局とも議論をしていかなあかんことやなど。要は、一般会計から繰り出しを受けることによって、保険料率をずっと抑え、現行、上村委員がおっしゃったように、本市の保険料率、ほぼ大阪府下、下から何番目という位置にあるということも踏まえた中で、これは議論をしていかなあかん問題やなどというふうには考えております。

それから、保険料の料率については、いわゆる16年度、北摂7市の状態がどうなるのかという部分については、私ども調査をいたしております。

そういう中で、実は、吹田市であるとか池田市であるとか、それから高槻市、値上げという話は聞こえておらないと思いますが、保険料率を変えていくと。ないしは、その他の市についても、保険料率の改定ということが既に決まっております。これは、なぜそういう中で、摂津市は今こういうような議論をしているの

かということになるわけですが、実は、本市も、国民健康保険条例の中で、保険料率の決め方が明文化されております。ある意味で申しますと、保険給付費等の歳出、これから、国、府の負担金等を除いた残りが保険料の総額であると。この保険料の総額の55%については、被保険者の所得割で、残り45%のうち、33%は被保険者の人数割で、12%は世帯割でという形で決まっております。ですから、ある意味で申しますと、当初予算が編成された段階で、要は保険料の総額が決まりますし、あとは、前年の所得が確定した段階で保険料率も自動的に決まってくると、こういう市の条例になっておまして、昨年、この国民健康保険の運営協議会からのご答申は、そういう市の条例も念頭に置いた中で、これは運営協議会に諮るべき事項と違うと。条例に基づいて計算をして、条例上は、決まった段階で市長が告示をすると、こういう形になっておるわけですから、条例どおりに業務を進めてくださいと、こういうご指摘でもございますので、これについては、この間、若干条例とは離れた形で、条例によらない形で料率設定するというところで、運営協議会に諮ってきたということでもございますので、そのあたり、一連の経緯もございますから、一定、経緯を見ながら、本来の条例適用、この条例適用というのは、先ほど冒頭で申し上げましたように、既に保険料率が決まっている、ないしは、本年の本算定の段階で自動的に変わるという市がほとんどでございますから、ほぼ近隣各市並みに、本市の条例どおりの保険料率設定に近づけていけるように、これは努力はしていきたいというふうには考えております。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 2回目の質問ということで。

このグラフで、これ各所得割による保険料をグラフ化したものです。この赤いのが摂津市なんですね。下から2番目ということで、下の方になってます。これが、摂津市の経常収支が85であるということなら、これ許せるんですよ、何も問題ないんです。経常収支が108.9でありながら、大阪府下でワースト2位でしょ。片や保険料率は大阪府下で2番目に安いということは、ほかの市から見たら、摂津は何をやったんだというのはね、これはもうありありなんですよ。そういったことがまかり通るということは、これは摂津の議員等々皆さん含めてね、何してんのかなと。

経常収支が100%を超えた平成8年、本来はここのときに見直しして、この繰出金というものにメスを入れておけば、今の経常収支108にもいかないんですよ。だから、トータルすれば、もう30億ぐらいの金をつぎ込んでるわけですよ、ここに。

これが、摂津市民全員が加入しているということであればいいんですけども、これは37%ですよ、人口割でいくと。あとの63%の方はこの恩恵にあずかってないんですよ。この37%の方のために3億2,000万円と。その金額が1万3,009円ということで、これだけ補てんしてるわけですよ、皆さんに対して。そういったことが、ずっとこれからも続いていけるのかなというのが、これはもう当然、平成19年には難しい状況になるのは見え切ってるわけですよ。

そういうことを、佐藤参事の方からは、そんななかなか繰出金を入れませんということとは言えない立場でもあるでしょうし。親の立場である助役の方からは、全体の財政という物の見方からすると、この繰出金についての考え方のある程度

方向性を示してもらわないと、我々としても市民に説明ができない。

先ほど、国保運営協議会の答申のように、これは国民健康保険条例に基づいて決められた料率で粛々とやりなさいということですよ。そこに政治的判断を余り入れずに、福祉ということであれば、福祉は別で福祉の部門でやったらいいんですよ。だから、そののところを、きちり会計は会計、どんぶり勘定余りせずに、何でもかんでもどんぶり勘定するからおかしくなるんであって、国保会計は国保会計でしっかりと条例に基づいて、条例の中にも減免制度あるんで、そのところはきちりしなさいと。しかし、そこにお金を財政投入して、政治力を働かせてということはやめなさいということなんですよ。

ですから、一般会計の経常収支比率108.9ということの改善策として、今、下水道では、10億円を削減するということのいろいろな方策を練ってます。ここはもう判断で決まる話なんで、これは国保運営協議会どうのこうのということではなくて、これはもう市長、助役の判断で決まる話なんですよ。

そういったことをよくよく考えていただいていただきたいというふうに考えてます。

最後にもう1つだけ。要は、国民健康保険条例に基づいて粛々と計算した数値は、所得割は幾らになるのかなと。要は、繰出金を除いた場合の保険料率というのが出るのであれば、その数字を教えてくださいと、助役の方から、この繰出金というものについての考え方を、一言答弁願います。

○野口委員長 佐藤参事。

○佐藤保健福祉部参事 いわゆる法定外繰り出しがゼロになったときにどうなる

のかという部分については、14年中の所得をもとに、昨年の11月現在の国保加入者の状態で算定いたしますと、所得割料率が約9.5ぐらいになります。ただし、これが現実になりますと、当然、本年の保険料については、本年4月1日現在の国保加入者の人数であるとか世帯数であるとか、前年所得というふうなことで決まっていくというような仕組みになっていますから、若干の増減はあろうかと思うんですが、9.5ぐらいの数値になろうかというふうに思います。

○野口委員長 小野助役。

○小野助役 国保の状況につきましては、先ほどから、佐藤参事なり東角参事が言っているとおりでございますが、確かに、平成14年度決算で見ました場合に、今ご議論いただいておりますように、法定外繰入金が1万3,009円という状況であり、北摂の中でも、また大阪市を除いても、茨木市、摂津市が1位、2位を争っているという現状が生じております。また、堺市なり門真市なり守口市なりが、法定外繰り入れはゼロ円であるという状況も承知をいたしましたしております。

それで、今後の1つの考え方でございますが、これは議会とも十分議論をさせてもらわなければならないのですが、もう少し全体で私今考えていることを、ちょっと今議論聞かせてもらってまして申し上げたいと思います。

私自身は、財政の今後の再建健全化については2つの面があるというふうに見ております。

それが、今ご議論願っております、1つは、経常収支比率の側面から、いかに100への取り組みをするかということでございます。これ100にするためには、私どもの経常一般財源、例えば190億で見えておりますので、大体17億円

程度が必要でございまして、17億円の歳入を凶るか、100にするために。17億円の義務的経費を切るか。この2つに1つだというふうに見ております。

それで、この中で、17億円というのは、ちょうど他力再生といえますか、税収が185億まで改善すれば、これ大体、平成十二、三年度の税収であります。自力再生を求めるにつきましては、平成16年に入ればすぐさまやるつもりでございます。それは、1つは、予算の経常経費、いわゆる査定外の枠配分ももう一度見直しをしようというふうに思っております。

それで、2つ目には、事業の縮減・廃止の問題をもう一度やらざるを得ないと。

3つ目には、受益とコストの問題があります。

それから、4つ目に人件費。より一層の定員、給与水準のあり方問題、これも議論しなければならない。そこにもう1つありますのが繰出金でございます。この繰出金というのは、確かに今、上村委員おっしゃっているように経常収支比率が100以下であるならば、この議論というのは非常にたやすいのですが、108.9まで上ったこの状況の中で、この繰出金をどう考えるかと。ただ、一方では、やはり市民負担等を求めることになります。これもやはり慎重にやらなきゃならない。そして、この繰出金の関係からいきまして、これ下水もございまして、いろいろな会計問題がございまして、それで、私ども、まず内部でできる、市民に負担をかけない部分を、どこまでもう一度議論ができるかということ、助役指示として16年度やりたいと思っております。

それで、もう1つの考え方は、いつもお示しされておりますように、ならば、平

成23年までで、大体赤字額が139億というふうに見ますので、何もしないで139億積み上がるというふうに見ております。これは、平成15年8月に提示いたしました、平成18年までが77億、それから、14年7月にお示ししましたときには、いわゆる団塊世代退職によりまして、19年から23年度までが大体62億ということでございますから、この139億でございます。この139億の解消方策は基金活用であり、公有地の売却・賃貸であり、人件費であると。公債費は借換債、今回の平準化債も1つでございますが、そういった形があります。ただ、これは根本治療ではございません。これが仮にゼロになったところで、基本的には構造上は108.9は何も変わってない。ここの根本治療をしない限り、土地を売れば、これで来年度はもう入がない。

したがって、その中の大きな中身として、その繰出金のあり方は、これはもう一度、佐藤参事も申し上げておりますように、嫌な議論かも知れませんが、もう一度この議論はやらせていただくつもりでございます。

もう1つは、総務部長が持っております枠配部分でございます。これは、私どもの査定に入ってきません。もう経常経費として枠配がされております。

その中に、本会議で答弁申し上げました事務事業の見直し、これはもう一度やる必要があるというふうに思っています。その中で、繰出金問題も大きな論点でございますので、これは十分、私どもの考え方をもち、いきなりやるということではなくて、十分、一遍議会と議論させていただきたいと。

いずれにいたしましても、108.9は100に持っていく努力をしない限り、

摂津市のあすはなかなか厳しいと。議会がお示しされている139億だけの問題だけではない。これは108.9の問題であるというふうに私どもも思っております、この2つの側面から取り組みをし、その中に繰出金問題も十分、佐藤参事なり東角参事が言いました中身も議論に入れながら、市としての考え方をお示しをさせていただきたいなど、そういうふうに考えております。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 午前中、敬老金の廃止ということで、市民の痛みという部分にご協力願うための条例改定だったということでもあります。

今回、国保について、今いろいろ議論しましたけども、やはりそういったことを、市民に協力をさせていただきながら進めるという中で、私の言った意見も十分尊重していただいて、議論していただきたいというふうに思っています。

そのことが、国保会計だけじゃなく、今助役おっしゃいましたように、摂津の未来ということにもかかってきますので、私、民生常任委員で3年目になりますけども、この国保会計を見て、このあるべき姿を、やはり国保会計のあるべき姿というのを追求していかないと、いつまでも今のままでいいとは限らないので、やっぱりそのことも十分議論していただきながら、今後の行く末を、方向を定めていただきたいなど強く要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○野口委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後2時54分 休憩)

(午後3時25分 再開)

○野口委員長 それでは再開します。

議案第8号及び議案第14号の審査を行います。この2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 まず、介護認定の推移ということですが、予算書で言いますと、17ページ、款1、総務費、項3、介護認定審査会費ということになると思いますが、毎年、毎年、この介護認定者がどんどんふえていると思えますけれども、どのように推移をしているのかということで、これ等級ごとにどうなっているのかという、要支援、要介護1、2、3、4、5と、16年度の予測とあわせてご答弁ください。

それから、居宅介護の実態ということで、予算書で言いますと、19ページ、款2、保険給付費、項1、介護サービス等諸費ということになると思いますが、全体的な方針として、介護保険としては、施設介護から居宅介護へ重点を置いていくという方針に転換をされているというふうに認識をしておりますけれども、この居宅介護、これまでの推移、実態をちょっと分析、我が市の実態を分析していただいて、ご答弁お願いしたいと思います。

それから、次に、グループホームのごとでございませう。

同じく予算書19ページ、款2、保険給付費、項1、介護サービス等諸費になると思いますが、施設介護に関連をいたしまして、昨年10月の決算の委員会的时候にも質問いたしました。千里丘東一丁目のところにできましたグループホームのゆうとぴ庵摂津・千里丘、このときも、入居状況とか、それから、入居された方の住民票の問題等について質問いたしましたけれども、その後しばらく時間が経過をいたしましたけれども、この辺の状

況をつかんでおられるところを教えてくださいたいと思います。

それから、このときもありました国の方の方針が、これは前住所地負担ではないと。住所地負担になっているのだということが1つの大きな問題になってますが、これは要望していくという話でしたね、国の方へ。これについて全体的な動き、国の動きも含めてですけど、何か動きがあったかどうかということをお教えください。

それから、ほかに、前回も聞いたときには、実はもう1件そのような案件の問い合わせがあったと、こういうようなこともございましたけれども、同一のこういったタイプのグループホームについての問い合わせ等があったのか、なかったのか、その辺の実情もお願いします。

それから、特別養護老人ホームの待機者についてということなんですが、この4月より、とりかい白鷺園が70床増床ということでオープンいたします。昨日、その開所式があったわけですが、これまで、かなりの数の方が市内に待機をされていると。昨年4月から待機の考え方も変わって、必要度の高い人から優先がつくと、こういうふうになりましたね。それでも、まだかなりの方は待機をされている状態でしたけれども、この辺の絡み、新しくオープンした絡みとかで、待機者推移がどのようになっているのか、つかんでらっしゃる範囲で結構ですので、ご答弁お願いします。

○野口委員長 中井参事。

○中井保健福祉部参事 資料がない部分がちょっとございませうので、私の方から先にお答えができるものから、順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、特養の待機者でございませうけれども、現在、159人の方の待機がござい

ます。

内訳といたしまして、せつつ桜苑が98人、それからとりかい白鷺園が91人、いやし園が74人、合計263人の申し込みがございますけれど、この中で、重複をして申し込みをしておられますので、総実人数で言いますと159人ということに相なってございます。

それから、その申し込みをされたときの状況でございますけれど、去年の4月から、大阪府の方で、介護の必要度の高い人から入っていただくということで、大阪府と市町村で共同して入所選考指針をつくって、去年の4月からその運用をいたしております。

その中で、今までの申し込みについてはリセットするというので、再入所申し込みをいただいております。それから、それ以外に新規に申し込みをいただいたということで、再入所が88人、それから、新規の方が71人ということで、159人の申し込みがございます。これにつきましては、入所選考指針の運用がされるまでは230人の待機がございました。これにつきましては、制度開始の当初は申し込み順ということになってございましたので、何年先になるかわからないということで、先に申し込みをしておこうということがあって、待機者がふえ続けていったという経過がございます。その後、4月になってリセットをさせていただいたときの申し込みは97人ということで、その後、159人ということで、これまた入所の待機者がふえているという状況でございます。

これにつきましては、きのう、竣工式に呼ばれたんですけど、とりかい白鷺園の方で、この159人の方々の中から55人の方々が白鷺園の方に、今のところ入れるめどがついておるということで

ございます。

それから、17年に第二中学校の西側に、新たに70床の特養ができますので、これによりまして、介護度の重い方、入所が必要な方については一定解消できるのではないかとこのように考えてございます。

それから、続きまして、グループホームでございますけれど、千里丘東一丁目の方に、ゆうとぴ庵摂津・千里丘というグループホームが、3ユニット、27人分が、去年の8月の8日に開所されて、その後、しばらくの間は入所者がいないという状況があったんですけど、現在につきましては11人の方が入所をしておられるということで、その内訳としましては、市内の方が3人、市外の方が8人ということになってございます。

ここで、去年の民生常任委員協議会の中でもご答弁をさせていただいたんですけど、グループホームというのは在宅サービスの1つということで、住所地特例が認められないということで、仮に、摂津市外の8人の方が摂津市に住民票を移されたら、摂津市がその係る介護の給付の負担金を負担するというので、介護財政に圧迫をするということで、国の方に、要するに、そういうふうな住所地特例をグループホームについても適用されるよう、また、府の方にも要望いたしております。

この状況につきましては、今、国の方では、17年の制度改正に向けていろいろな保険料の負担のあり方、居宅介護サービスのあり方とか、いろいろなことを介護保険部会の方で議論をいただいております。この議論の中で、ある程度、住所地特例が適用されるのか、されないのかというところ辺については出てくるのではないかとこのように考えてございます。

それから、居宅介護の実態ということで、現在、摂津市の方では、1月の時点で、1,073人の方々の居宅サービスの、いろいろな訪問介護とか訪問入浴介護でありますとか、訪問リハとかいろいろなサービスがあるんですけど、1,073人の方が居宅のサービスを受けておられます。

一方、施設の方は、介護保険施設として特養、老健施設、介護療養型ということで、249人の方々が施設サービスを利用なさっておられます。この流れは、摂津市の方では、当然、施設整備が進めば、施設の利用者がふえるんですけど、これは、この介護保険制度が12年に始まって以後、今日まで、新たな施設ができなかったということで、この施設のサービスの利用者というのは、ある意味で施設が満床ということでございまして、最初から現在に至るまで、それほどサービスの受給者は結果としてふえなかったと。

一方、居宅の方につきましては、施設の方で受け入れることができないということで、最初600何人でしたかな、のサービスから、毎年ふえ続けて、現在は1,073人の利用があるという状況になってございます。

それから、介護認定の推移でございますけれども、介護認定につきましては、平成12年度に1,100人、それから、第1期の3年目が1,573人ということで、順次、増加をいたしております。初年度につきましては、介護保険制度が知られていないということもありまして、ちょっと若干少なかったんですけど、13年度、14年度については順調にふえております。現在に至っては、計画値を大幅に超える1,800人弱の要介護認定者がいる状況でございます。

それから、介護の認定の度合いによる

ウエートなんですけれども、12年、13年の例で申し上げますと、12年、13年、要支援の方が9.1%から9.2%に増加をいたしております。要介護1の方については、34.7%から36.9%に増加をいたしております。要介護2の方につきましては、21.1%から20.9%、要介護3の方につきましては、14.2%から12.2%、それから、要介護4の方については、11.1%から12%、要介護5の方については、9.8%から8.7%とちょっと若干下がってございますけれども、こういうふうな状況で、現在におきましては、これは昨年の10月の時点での認定者でございますけれども、これが、要支援が14.6%にふえております。それから、要介護1が37.4%、要介護2が15.7%、要介護3が11.8%、要介護4が10.1%、要介護5が10.4%ということで、10月時点では1,718人でございます。12月の時点で1,764人の認定者があるという状況でございます。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 2回目の質問をさせていただきます。

最初に、要介護認定の推移については爆発というんですかね、非常に多くなってきているというのは聞いております。ただいまも言っていたところですけど、やっぱり要支援、それから要介護1、要介護2あたりが伸びているというか多いというか、全体的には比率が多いんだろうと思うわけですけども。

実は、国の方では、この1月の8日、厚生労働省では介護制度改革本部というのを立ち上げられまして、介護保険制度の抜本的な見直しの作業をスタートさせたということでございます。その中で、大きな焦点となっているのは介護予防と

いう考え方なんですね。2001年の国民生活基礎調査というものから、要介護度のデータを分析したところ、2000年に要支援者であった高齢者のうち、2001年に要介護度の認定が悪くなって、重度化したという者が、実にその割合が34%に上がったということで、現行の要支援者に対するいろいろな措置、予防措置とかいろいろな部分が、結局、必ずしも要介護度の改善にはつながっていないと。だんだん時を追えば、悪化していつているというのが判明をしたということでございます。数字的には、やっぱり全国的にも物すごい数が伸びていってしまっていて、そうした中で、介護予防に非常に効果を上げているというふうな手法としまして、パワーリハビリというのがあるんですけども、これは、高齢者向けのトレーニングマシンを使いまして、心身の機能を回復させるものなんですけど、ここ2、3年では、全国の自治体でもかなりこういった考え方を実施しているところがありまして、急速に広まっております。全国では175自治体で、400近くの施設でこういったパワーリハビリというものを導入されまして、厚生労働省も、2003年からは、このパワーリハビリというものを介護保険事業の一環として、高齢者筋力向上トレーニング事業というふうな部分での命名で、国が半分以上費用を負担すると、こういったことも始めております。

具体的に、東京世田谷区なんかでは、こういうものがある特養に委託をしてやっているわけですけども、実験的にいろいろ3か月をかけてやった中で、トレーニングをやっていただくんですね。そして、足とか腕とか胴体とか、筋肉が衰えているところを全身にバランスよく鍛えていくと、こういうふうなやり方です。

例えば、2003年度に、5月から7月まで、16人の人にこのことをやってもらったと。その人の中で、これは要支援から介護度4までの人、バラエティーがあるわけですけども、その方たちにやってもらって、そして、全体的には、16人中14人が要介護度を改善した、よくなったと。2やった人が1になったとか、要支援はもうなしになったとかいう方で、そのうち、多分要支援の方が多かったんだろうと思いますが、6人の方はもう該当が外れたということで、こういったことも、実際に自治体では取り組んでいるものもあります。

やっぱり介護してもらうよりも、自分で何でもできて、元気に生活をするという方が、よりやっぱり価値的というか、本人にとっても楽しいというふうに思いますし、市の介護保険財政的にもええと思うんですね。余りそういった考え方が今までにはなかった。例えば、リハビリ体操なんかでも、脳卒中の防止で指先を動かしたりとか、いろいろなこともあったわけですけども、今後、やっぱりこういった予防介護という、介護予防という中では機能回復というんですかね、そういうことを実際にやっていっているところも先進市ではありますし、一遍この辺のことについて、情報もいろいろお持ちだと思っておりますが、本市としての展望の中で、今後、どのように考えていらっしゃるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、居宅介護の実態について、これはわかりました。これは結構でございます。

それから、グループホームの問題で、先ほどちょっと1点漏れておりました。他の案件ですね、前はもう1件何かそういう問い合わせがありましたと、こう

ということでございましたけども、今までの間で、やっぱりこれはちょっとできると、介護保険にまた負担がかかってくるということもございます。

それから、これはちょっとプライバシーになるかもしれませんが、市外の8人の方が今入られていると。これ住民票を、前は移さないでほしいということを施設にお願いをしていますと、こういう話でしたが、実態はどのようになっているのか、答弁ができるのであれば教えてください。

それから、特養の関連、待機者の問題で詳しく述べていただきました。かなり計画に沿って、とりかい白鷺園のオープン、また、来年度、新しい特養のオープンに向けて開所はされるだろうということでございますけど、その期間の中で、恐らくまた159人が、来年になるとまたこれ数字が多分変わっているだろうと思うんですね。その辺の計画性に難しさもあると思いますけど、やっぱりこれは、全体的にバランスをしっかりと考えながら、せつつ高齢者かかやきプランの中では計画を立てていただいていると思いますけど、これはしっかり取り組んでいただきたいということで、これは要望しておきます。

○野口委員長 中井参事。

○中井保健福祉部参事 要支援、それから要介護の方が非常に多くなっているということで、介護財政にも非常な圧迫を与えているという事実がございます。

介護保険制度の中で、要支援並びに要介護1の方は自立を目指すということで、訪問リハとかリハビリテーションサービスを使っていただいて介護度を下げると。それで自立していただくというのがねらいなんですけれど、実際のところ、要支援の方が、仮に家事援助ということで、昼間の時間帯におかずをつくってもらう、

食事をヘルパーにつくってもらうということになりますと、今まで介護保険制度前には、自分で、家族で何とかやっていたいただいておったんが、サービス提供を受けることによって依存をするということで、これは、国の厚生労働省の老健局長が言っておることなんですけれど、そうした介護度の軽い方については、介護保険制度が体を悪くしているのではないかというふうなご意見を、せんだっての審議会の中でもおっしゃっておられるようです。

実際に、そうした状況があるようでございます。やはり、例えば、今まででしたら、家族の方がいろいろな形で介護をされておられたんですけど、デイサービスに行くと、1日楽しく過ごしていただくということになりますと、家族の負担感が非常に減少するというところで、要支援、要介護1の利用者が、ある意味で多くなるという傾向が、これは本市だけでなしに全国的にあるところでございます。

その中で、介護予防ということが非常に重要になってくるわけなんですけれど、従前は、介護予防と申しますと、要介護認定を受けられない方を対象に、健康な体づくりをしてもらうということだったんですけど、こう、要支援、要介護1の方がふえますと、従来の考え方を改めて、介護認定を受けた方々も対象にして、今委員おっしゃっていただいているような筋力トレーニングと、そういったことが必要ではないかということが今議論をされていますし、実際にそうしたトレーニング機器を購入して、一般施策の中でそういうふうな講座、教室をして、介護度を下げるような取り組みをされている自治体が年々多くなっているという状況でございます。本市についても、そう

した機能訓練については、保健センターで、いろいろなりハビリテーションをやっていただいておりますけれども、こうしたパワーリハビリテーションの機器を導入する中で、そういうふうな介護予防をやっていきたいなというふうには思っておりますけれども、何分、これにつきましても、相当の機材の購入費がかかるようでございます。

また、もう1つは、このパワーリハビリをされる方が、ある意味で限られた方、本当に必要な方がそのパワーリハビリに行けない、例えば保健センターへ行けないというような事情の方については、ほかの方策を講ずる必要があるのではないかとということで、これについては、現行も自立認定審査の中で非該当というふうに判定された方については、介護保険課から健康推進課の方にお名前と住所等をご連絡して、こういった機能訓練を受けませんかというふうなお誘いをさせていただいております。

こうした機能については、保健センターに行っていただいておりますけれども、参加者がなかなか上昇していかないという状況もございますので、今後については、そういった方々並びに入院をされて、退院をされた方、こういった方々に対して、訪問して、機能動作訓練というんですか、そうしたことができるよう、健康推進課並びに保健センターと連携をしながら、そのような事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

それから、グループホームの問い合わせの状況でございますけれども、協議会の時点では1社あるということだったんですけれども、その後の問い合わせについては、メモをするのが大変なぐらい、言うたら、毎日のように、毎週のようにある

ということで、非常に多くある状況でございます。

ただし、これについては、具体的に事業計画を示しての問い合わせでなしに、摂津市でグループホームの開設が可能ですか、市としての考え方をお聞きしたいというのが大半でございます。具体的に計画を示されたのは、協議会のときに答弁をさせていただいた1社のみでございます。

それから、市外から8人の方にご利用いただいておりますけれども、現在、この8人の方については、住民票は、摂津市でなくほかの市町村に置いていただいております。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 今ご答弁いただきました、先にグループホームの件からいきます。

これ、具体的なものは1件ですが、ほかには問い合わせはもうたくさんあるということですけどね、これどういうふうにその人に答えてはるのか、ちょっとご答弁お願いしたいと思います。

それから、住所地の問題ですけどね、これは、今のところ守っていただいているということですが、これは、でも本人には束縛はでけへんですよ、こういうことはね。現実には、持ってこられても、これは何とも言えないわけですよ。だから、その辺も含めて今後の考え方、この手のグループホームのね。それから、今言うてる、問い合わせがあったときの返答、どういうふうにされているのかもちょっと教えてください。

それから、先ほどの介護予防のお話で、情報的にはいろいろお調べになっていて、よくご存じだと思うんですね。ただ、今の摂津市の現状では、要支援、介護度1、この辺の軽度な方については、そういった機能回復のリハビリも必要だけれども、

現実にはなかなかできてないと、こういう話ですね。介護度の認定出して、あかんかった人は、保健センターと連絡とって、その人に誘ってもらおうと、そういう話ですけども、そういう問題点もあって、わかってらっしゃって、しかも、それも、何かの形で機能回復をすれば戻っていく可能性も大いにあるというようなこともありながら、具体的にできないということなんですかね、そういうことですよ。

やっぱりいろいろ機材を用いてというのも確かにあります。これ、そういうトレーニングマシンを設けるということですけどね、いろいろこれからもうちょっと勉強していただいて、例えば、温水プールを歩いてはるご高齢の方なんかがいっぱいいますよね。あれは、1つは体重を足にかけずに、いろいろな筋力のトレーニングができるとかいうことで、何らかのいろいろ効果があるそうです。そういった、今ある中でもできることはしっかり調べていただいてというか、調査していただいて、やっぱり何かのアクション、PRを起こしていかなかったら、勝手にやってらっしゃいますわというふうなだけではなかなか進まない。

それから、その方々に携わってらっしゃるヘルパーとかケアマネジャーにそういう知識がなかったら、またこれ進まないと思うんですね。この方たちは、お世話することについては知識をいっぱい持っているんですけども、例えば、今みたいに、介護度を戻すというようなことについては自分たちの範疇とはちょっと違うわけですね。仕事の範疇ではないように思うんです。今の状態を見て、それに対してのケアプランをつくって、それでケアをしていくというのがお仕事だと思うんですけども、そういった意味では、やっぱりヘルパーとかケアマネジャーにもいろ

いろな講習会等を伝えて、介護予防という考え方、それから、介護度を戻せるんやという、そういう考え方というのを、名立たる講師を招いたりして、やっぱりいろいろなことをやっていかないと、それは実現なかなか難しいと思うんですね。

だから、今予算的な問題でのこともありますけども、今後、国が検討されている中でそういう予算措置もできるかもわかりませんし、そういうこともよくにらみながら、市として今の段階でできることはやっぱりしっかりと進めていっていただきたいと思うんですね。

何も介護するだけが介護じゃなくて、やっぱりその中からまた自立して、自分で思うように行きたいところへ自分で行けると、そういうふうな、健康で長生きして人生を楽しんでいただくということがやっぱり大事だと思うんですよ。何もこの、だんだんと体が衰弱していく、それに応じてただケアをしてもらうということだけではなくて、やっぱりその方たちも、当事者の方たちも、もう一遍自分で歩けるようになるんだとか、もう1回ハイキングに行けるような体になるんだとか、そういう希望を持たせることもすごい大事だと思うんですね。ご本人が希望を持っていただいて、もう1回回復しようと、またできるんやという思いを持っていただくこともすごい大事だと思うんです。それには、やっぱり何らかの具体的な政策を打っていかないとできないと思いますので、その辺も何かしっかりと取り組んでいただきたいということを、これはしっかり要望しておきたいと思います。

○野口委員長 中井参事。

○中井保健福祉部参事 グループホームの問い合わせに対する市の対応でございますけれど、私どもの方では、民生常任

委員協議会の中でもご説明させていただきましたけれども、事業計画を超えたグループホームができますと、介護費用の負担が大変だということで、そういった意味合いの介護保険事業計画というのをご説明すると同時に、本市の方のグループホームについては、今もう既に千里丘東一丁目の27人分、それから、17年に、特養と併設をして27人分、合計54人分が第2期の方で利用が見込まれます。これ以上の利用は、本市においては、今の現状ではないのではないかとこのことを、千里丘東一丁目のグループホームが今年の8月に開設をして、今現在、もう3月でございますけれど、まあ言うたら、半年たって11人という状況をお伝えする中で、ある意味でその状況を理解いただいているという状況でございます。

それから、市外の8人の方の住民票の取り扱いでございますけれど、これは、事業者の方には、開設の際については、そうした負担が市の方に来るので、住民票については云々というような、口頭でさせていただいておりますんですけど、これ以上は、本人が希望されたら、これを拒否するということは、事業者においても市としてもできませんので、あとは、利用者の事情によって動かされる場合については、ある意味でどうしようもないというふうに考えております。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 もうこれ最後です。

介護保険の計画をしっかりとやっぱり保っていく。またこれ、こういう大きな負担をせなあかん施設がふえるということは、結局は市民の皆さんに介護保険料としてはね返ってくるわけですので、この辺は鋭意努力していただくことを要望しておきます。

○野口委員長 ほかに質疑ございません

か。

古谷委員。

○古谷委員 私の方からは、施設介護、また居宅介護も含めまして苦情処理と申しますか、そういう相談窓口の設置についてどのような取り組みをされているのか、ちょっと具体的には申し上げられませんが、やはり施設の方に対しては、長いこと預かっていただいていることもあってなかなか言いにくいという面もあって、ご相談があったりします。

また、居宅の方にしましても、やっぱりいろいろ思いがあられるみたいですけど、いつでも変えられますよというのを申しますんですけども、やはり利用されている方にしては、お世話になっているということから、なかなか言い出せない状況にあるということをお聞きしておりますので、今回、予算書の中で、どういところでそういう問題について取り扱っていらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、もう1点は、歳入の9ページでございますけども、そこの中の、款3、国庫支出金の中の、目2というところで、保険者機能強化特別対策給付金というのが30万3,000円ということでございますが、この内容についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○野口委員長 中井参事。

○中井保健福祉部参事 施設介護、または居宅介護サービスを受けられる中で、さまざまな苦情でありますとか相談の対応についてでございますけれど、基本的には、介護保険課の窓口で、そうした苦情処理の相談窓口になってございます。

14年度からは、介護相談員を各施設の方に派遣をさせていただいて、利用者並びにご家族の方々からいろいろなことをお聞かせ願って、そのお話を施設に伝

えることで、ある意味で苦情処理をやっ
てございます。

それとは別に、不服申し立ていうんで
すか、苦情があって、これが、施設の対
応が納得できないという場合については、
国保連合会の方で苦情処理委員会を設置
されておられます。この方で、一定、審
議・審査をされて、その結果を施設に、
保険者に伝えることによって苦情処理を
しようというのが、基本的には介護保険
制度でございます。

それから、国庫支出金の中で、保険者
機能強化特別対策給付金というのがござ
いますけれど、これは、介護保険制度が
12年度から始まって、ある意味で不正
な請求、例えば、施設介護でございま
したら、本来の人員を配置しないで本来
の請求をするということで、減算をされ
ないとか。また、居宅サービスにおい
ては、訪問介護に行ってもしないのに
行ったようにして請求をするという不正
請求が相当の金額になってございま
す。これについて、適正な保険給付に
努めなければならないということが、
これが全国の市町村の共通課題の1
つでもございます。

そんな中で、15年度の12月に補正
を組ませていただいて、利用者に医療
保険と同様に、使ったサービスの内容
と金額等をお知らせすることによって、
ある意味で利用者が点検というんです
か、確認をいただいて、事業者のサ
ービス提供が適切なものかどうかとい
うのを確認していただくということで、
この事業に係る補助金が30万3,000
円いただいております。

主な支出としては、この給付を通知
する郵便代がほとんどでございまして、
あとは紙代とかそうした消耗品等で、
一応30万3,000円、これ全額国庫
補助になりますので、その部分を歳入
として

受けさせていただいている状態でご
ざいます。

○野口委員長 古谷委員。

○古谷委員 介護保険の特別対策費
につきましてはわかりました。

あとの2件ですね、居宅介護と、それ
から施設介護の件の苦情処理でござい
ますけども、利用者の方は、その辺の
ところはきちっとご存じなのでしょう
かね。そういう施設に介護相談員が
いらっしゃるといことがちゃんと徹
底されていても、なかなかちょっと
これ、私自身がそういう立場にな
ったときに、どこまで本当にご相
談できるかなという、学校で言
えば、子どもを人質に取られてる
ようなことで、学校の先生のいろ
いろなことを言にくいような、
そんな状況とよく似てるなと思
ってお聞きしておりましたん
ですけども、利用されてる方とし
ては、おわかりになると思いま
すけど、お世話になっているとい
う、そういうやっぱりちょっとした
ところから、弱みと申しますか、
お世話になっているところから
なかなか言いにくいということ
をお聞きさせていただきますので、
利用者の方が本当にそういうつ
らい思いをされないで済むよう
な方法について、こういう制
度について、施設全部にあるとい
うことを、どういうところで周知
徹底されているのか、ちょっと
お尋ねしたいと思っております。

○野口委員長 中井参事。

○中井保健福祉部参事 施設利用者
につきましては、月2回、同じ相
談員、2人1組で回らせていた
だいて、14年の11月から今日
まで、相当の回数行っております
ので、また、施設の方から、利
用者、入所者に、介護相談員
ですよと、ご相談があればして
くださいというふうなことを
いただく中で実施しておりますの

で、今ご指摘の、知っておられるのかどうかということについては、十分承知しておられるという認識をしておったんですけれど、そういうようなご指摘もございますので、今後、もう一度周知を、施設の方にも相談員にも、利用者にも、チラシとかいろいろな方法をもってやっていきたいと。

また、16年度については、今ご指摘いただいておりますけれども、口頭でお話するのはなかなかしんどいという状況もあろうかと思っておりますので、アンケートいうんですか、そういった形で取り組みをさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

○野口委員長 古谷委員。

○古谷委員 要望でございますけれども、今おっしゃられましたように、利用者の方が気持ちよく、喜んでいただけて利用できるような状況をまたつくっていただきたいということを要望いたしておきます。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 私の方から、1つ、保険料の減免について、その利用者が19名だということですが、これが非常に、恐らく対象として少ないというふうに思うのでありますが、これは、減免要件が非常に厳しいということが原因ではないかと。特に同意書の提出というふうなことを言われているのではないかと思うんですが、そういう点はどういうふうにお考えでしょうか。

もう1つは、利用料の減免の方でありますけれども、ホームヘルプ措置者の3%軽減が6%軽減に引き上げられたことに対して、据え置くという措置をとられた市も大阪府下で8市あると聞いておりますが、こういう利用料の減免制度をやっぱりって、利用しやすくすると。せ

かく制度があるのに、こういう負担の点から利用ができないというふうなことはどうなのかということでもあります。いかがでしょうか。

3点目は、2004年から認定ソフトを新たにされるということですが、現場のケアマネジャーの話などでは、介護度が1ないし2など軽度の高齢者の判定が低く出やすいというような傾向があるようです。また、要支援と要介護度1、2の境界があいまいであるというふうなことも、現場からの声として上がっていることを聞いております。果たしてこういう点で、これはまあ国の制度の、国がソフトをつくったということですから、なかなかこれを変えるというのは難しいかもしれませんが、前の段階では、例えば痴呆が非常に低く出るというような、そういう点は改善されたのかもわかりませんが、こういう状況もあるということで、難しい問題ではありますけれども、実態に沿うように改善をしていくということもやっていく必要があるし、今回のそういう、具体的に動き出しているのか、その辺どう感じるのかわかりませんが、一体どういうふうにお感じでしょうか。

その3点についてお聞かせください。

○野口委員長 中井参事。

○中井保健福祉部参事 まず、1点目の、保険料の減免をした方が19人ということでございます。

これは、条件が厳しいからこういうふうに見込みから少ないのではないかとということなんですけれど、本会議の中でも答弁させていただいておりますように、本市の減免制度につきましては、居住用資産、それから、預貯金等についても、他市よりは幅を広げた条件でございますので、結果的には、当初の見込みは270

人ぐらいいらっしゃるのではないかと
いうふうに申し上げておったんですけど、
結果的には19人ということで、その見
込みからしますと非常に少ないというこ
とで、条件が厳しいというふうに思われ
てるのかなというふうに思いますけれど、
同様に、茨木市、それから、吹田市も本
市と同時期にさせていただきましたけれ
ど、その状況を聞きますと、茨木市が6
0人、それから、吹田市が61人という
ような状況で、そういう相対的なことか
らしますと、本市の19人は厳しいとい
うことではないというふうに考えており
ます。

それから、2点目の、利用料の減免で
ございますけれど、ホームヘルプサー
ビスの利用料の負担軽減が、12年から1
4年までの3か年については3%負担と
いうことで、残り7%については公費助
成をおったんですけど、これは、
ご承知のとおり、平成17年度には、そ
うしたホームヘルプサービスを受けてお
られた低所得の方々にも、一定1割負担
をいただくという趣旨で介護保険制度
が始まっております。

ですけれど、先ほどの保険料、それか
ら利用料につきましても、全国の市町村
から、再度の基本、根幹的な部分である
ので、介護保険制度の中でそうした基準
を示していただくようにという要望を国
の方にしております。

大阪府の方におきましても、市町村の
意見・要望を取りまとめまして、利用料
については、高額介護サービスの1番ラ
ンクの低い高齢福祉年金の受給者が1万
5,000を超えますと、その超えた分
については利用減免をしましょうという
制度があるんですけど、これを第2段
階の低所得者にも当てはめて運用すべき
であるということを国の方に提言をして

おります。

国の方の保険部会の方でも、この低
所得者対策については、利用料、保険料も
含めて非常に大切なことなので、今いろ
いろと議論をされております。次の新た
な改正案というんですか、この6月ぐら
いに国の方で取りまとめを予定されてお
られますけれど、その中では、一定の基
準を国が示されるというふうに考えてお
ります。

それから、3点目の、認定ソフトで
ございますけれど、これにつきましては、
去年の4月から、新たに認定ソフトを、
12年から14年の実績とモデル事業を
3回にわたって実施をさせていただいて、
それを分析して、4月から新たな認定ソ
フトを立ち上げております。

この結果によって、委員ご指摘のよう
に、痴呆の方については、ある程度改善
をされたという状況がございます。

一方、要介護度の低い方については、
現行のソフトにおきましては軽く出るよ
うな傾向があるという状況がございます。

そうしたことで、今般、また、国の方
では、次の認定ソフト改定に向けて一定
調査をさせていただいて、次の、17年
になるか18年になるかわかりませんけ
れど、新たなソフト開発をしておるのが
現状でございます。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 介護保険料の減免制度につ
いては、吹田市も茨木市も、昨年から新
たに実施したと聞いておりますが、しか
し、その基準が、問題になっている居住
財産とか預貯金とか、こういう点では、
茨木市は100万円ということですから、
この点では摂津市の方が一定広く行われ
ているわけですが、あるいは吹田市は、
この当初は、これを、大体、本市と同水
準の350万円に引き上げるというよう

な方向、2003年当初は言っていたようでありませけれども、そういう状況の中で、摂津市、同水準だというのであれば、このほかのいろいろな要因があるのではないかと。特に、同意書の提出を義務づけているということですね。この点についてのお答えがありませんでした。これは撤廃することが必要だというふうに考えておるんですが、いかがでしょうか。

それから、認定ソフトの問題についてはまだまだいろいろ問題もあるようで、その改善を求めていくということはどうしても必要であるということを示し述べておきたいと思えます。

○野口委員長 中井参事。

○中井保健福祉部参事 介護保険料の減免申請の際に、銀行の預貯金の照会をするに当たって、同意書の添付をいただいておりますけれども、この同意書が理由で申請が少ないのではないかとということなんですけれども、銀行に必要な方については、やはり調べて、的確な収入を把握した上で保険料を減免するのが筋でございますので、この同意書については、一定必要な書類であるというふうに考えております。

○野口委員長 ほかにございませんか。

上村委員。

○上村委員 1点だけちょっとお尋ねしますけれども、第2期の今、介護保険の計画の1つをやっとるわけですが、先般、きのうとりかい白鷺園の開所式があって、施設整備が進んできていいなという反面、これ財政的に、またこのことが負担増になるという思いもしながら、複雑な気持ちできのう行っったんですけども、今年度、この介護給付費準備基金繰入金ということで1,761万5,000円を繰り入れしていると。逆に、支出

の方で、昨年、積立金を1,894万8,000円という予算ベースで計上して、今年度はもう361万2,000円しかもう積み立てしないということで、基金が今どういう残高になったのかなということと、あと、急にお金がなくなってきたんで、基金から繰り入れをしているわけですけど、来年度は大丈夫かなということと、今摂津市の介護保険料の所得割率1,000分の9.8ですか、ということと、この保険料は、大阪府下でどんなレベルかなということをお教えいただきたい。

○野口委員長 中井参事。

○中井保健福祉部参事 介護保険準備基金から1,700万円を繰り入れるんですけど、これにつきましては、第2期の介護保険料の抑制ということで、1,700万円の繰り入れの予定いたしております。

17年度には、合計で、16年、17年、2か年で5,232万円の繰り入れを基金の方からいたします。16年度については1,700万円、その残る部分については、17年度に基金から繰り入れをいたします。これは、介護保険料が、当初の計画では3,401円、基金を取り崩す前については3,401円の第3段階の保険料を設定させていただきました。この3,401円となりますと、第1期の方が2,882円ということとございますので、いきなり負担が多くなるということで、第1期の保険料の剰余金が現在7,800万円ございます。この7,800万円から約5,200万円を取り崩して、残る基金が2,600万円ということになります。この2,600万円を、基本的には、16年度、17年度に、もし給付に不足があるようでしたら投入をしていこうという考え方でござ

います。

それから、一方、この保険料の賦課のレベルでございますけれど、当初の第1期の保険料については2, 882円でございますけれども、このときの相対的な順位というのは、大阪府下の順位で言うと、下から2番目の保険料水準でございます。第2期については3, 280円ということで、大阪府下のレベルで言いますと、高いところから順に、摂津の方は29番目に位置いたしておるところでございます。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 保険料については29番目ということで、下から数えた方が早いということで、大阪府下では安い介護保険料で運営されておるということの現状です。これからそういう施設とか等々がふえてきて、準備金も2, 600万円になって、そのことで埋め合わせできない場合は、これ17年度までです。このあは、今の計画で。平成18年、19年、20年、次の第3期についても、今後どう推移するのか、その予測は立つのかどうか、方向だけでもいいので、他市の状況なんか比較して、お答えできる範囲であればお答えいただきたいということで、こういう状況は、今、摂津市民にとって、今の状況は、保険料からいくと非常にうれしいということと、あと、先般、おじいちゃん、おばあちゃんがおって、おじいちゃんがちょっと病気がちで寝込んで、突然、おばあちゃんも倒れたということで、困った、困ったということで相談があって、介護保険課にちょっと相談に行ったら、女性の方に非常に親切に教えていただいたということで、しまいには涙ながらに感謝というか、自分の今後の生活の不安感と、と同時に、説明していただいた受付の方に感謝と、そ

ういうことをついつい泣いてしまいましたけども、そういった窓口の親切、丁寧ということも、サービスの、お金では買えない分がありますので、今、長嶋監督が脳卒中で倒れて、今病院に入ってますけど、いずれ3か月するとそういう介護ということの世話になるパターンが、今、日本そういうことがね、起こり得ることなんで、この介護保険制度ができて3年、4年目過ぎましたけども、そういった意味で、今の保険料率を守りながら、なおかつ介護サービスを進めていくためのきっちりとしたその見込みというものも、住民に、市民にお知らせいただきたいなということで、難しい話かもしれませんが、3年後の話はどうなるか、非常に危惧するところなんでね、財政が逼迫してくるといのがあるんで、そこら辺もうちょっと、推測で結構なんでもお願いします。

○野口委員長 中井参事。

○中井保健福祉部参事 将来の予測でございますけれども、施設サービスについては、ご承知のとおり、1人当たり、月30万円の給付がかかります。したがって、施設の整備をどんどん進めていきますと、当然、介護が楽になるということで、今の現行制度では、入所申し込みをしたら、これは優先入所の順番もございまして、入れる可能性がございまして、これを整備していったら、どんどん、どんどんと、当然、施設介護の給付が高くなります。

一方、居宅の方は1人10万円でございますので、必要な方については在宅で支えていただくということで、先ほど来から介護予防でありますとか、そういったことを通じて、在宅で、地域で支え合うような支援を含めて、在宅をどう考えていくかということが重要でございます。

18年以降については、これは高齢化率がやはり高くなります。75歳以上の高齢者が増加をしますと、必然的に、やはり何ぼりハビリや何やかんやと言っても介護が必要になります。そうした介護が必要になりますと、利用の見込み量も当然増加、現状よりは第2期の見込み以上に多分ふえるであろうというふうに考えます。

したがって、今の介護保険制度の仕組みでは、使った費用の割り合いが、公費、国、府、市が50%を負担する。それから、残りについては、現行では、40歳以上の人が32%、それから65歳以上の人18%、かかった費用の負担をいただくということで、第2期においては、3か年で71億の給付見込みをいたしております。この給付の見込みが、第3期で、居宅と施設の利用者を見込みながら策定をするんですけど、これが現行と同じであるならば、リハビリとかいろいろなことをして、今の給付以上に伸びない。また、介護報酬の減額改定とか、いろいろなことの要因によって71億ふえない場合については、現行の保険料で賄えるのではないかというふうに考えております。

○野口委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後4時35分 休憩)

(午後4時37分 再開)

○野口委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第3号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定

いたしました。

続いて、議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第24号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後4時40分 休憩)

(午後4時43分 再開)

○野口委員長 再開します。

請願第1号の審査を行います。

紹介議員からまず説明を求めます。

原田議員。

○原田議員 委員の皆様方には、長時間、大変お疲れさまでございますが、請願の審査をよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から請願の趣旨説明を行いたいと思います。

請願第1号、鳥飼上四丁目、ふれあいの里バス停前の固形燃料製造工場進出に反対する請願でございます。

請願者は、摂津市鳥飼上一丁目20番7号、小林貞夫ほか2、178名の署名を添えて請願をいたすものでございます。

それでは、安藤議員ともどもでございますが、紹介議員の私の方から趣旨説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、今年の7月ごろでございますが、株式会社アイデックスという会社の方から、地元自治会に対して、鳥飼上四丁目134番地ほか6筆、現在の倉庫跡地に固形燃料の工場をつくりたいということでお話があったようでございます。その後、7月29日に、地元自治会役員並びに農家代表の方より、その業者より、会社の設立にかかわる説明がなされたわけでございますけれども、不十分であったわけでございます。

そして、続きまして、8月の20日、第2回の説明会がまた地元で行われまして、これも、地元の皆さん方と不調ということでもあります。その後、会社側より、

反対でもいいから、自治会の意見が欲しい、こういうお話があったわけですが、その後、お話もなく日がたったように聞いております。

そこで、この固形燃料の工場について概要を申し上げたいと思います。

許可内容といたしましては、処分業ということで、中間処理、減容固化、破碎、油水分離、そして、取り扱い品目につきましては、汚泥、廃油、プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くずなど9種類の取扱品目がございます。

処理能力といたしまして、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ごみくずの繊維くずなどを減容固化いたしまして、日量30トンの固形燃料をつくるということでございます。その間、破碎を行ったりあるいは油水分離をされるわけでございます。

事業計画といたしまして、家電メーカーその他の事業所から排出された廃プラスチック類、紙くず、木くずを主とする産業廃棄物を破碎後、金属などの異物を除去して、約直径1.5ミリ、そして長さ4センチの棒状に成型をいたしまして、PRF燃料として、製紙会社などの利用に供するという事で売却をし、供するという事でございます。

油分を含んだウエス等は、脱油処理をしてウエスと廃油に分離をする。ウエスはPRF処理をし、廃油は油の専門処理業者に処理を委託すると。ガラス及び陶磁器くず、金属くずは破碎し、売却できないものは埋め立て処分業者に委託をすると、こういう内容でございます。

その経過を少し申し上げますと、この業者から事前審査の申請をされておられます。これは、7月18日に、大阪府の方にその事前審査を申請されておられま

す。その後、関係機関へ大阪府からいろいろとご照会があったようでございます。

8月15日に、地元鳥飼上実行組合から、大阪府知事並びに摂津市長への要望書が提出をされておられます。そして、9月の9日に指示書の交付が大阪府よりされておりまして、10月の9日に事業計画書の提出をされております。そして、12月の5日、事前審査終了書の交付がなされております。

先ほど申し上げましたように、8月20日以後、何の連絡もないまま、また、市の方にも連絡のないまま、12月5日に、大阪府から事前審査の終了書の交付がなされたということでございます。これに伴いまして、地元より176名の署名を添えて、製造工場進出に反対する陳情を出されております。

そういうことがなされておりまして、業者といたしましては、12月5日に、その事前審査終了書を受け取った後、工事の着工に入ったわけでございます。

そういう経過を経まして、先般3月4日に、大阪府より地元の皆さん方にご説明があったところでございます。

さて、この固形燃料製造工場でございますが、私ども、この工場は、先ほど申し上げましたように、廃プラスチック等をいわゆる破碎をして固形燃料を製造するという事でございまして、当然、破碎をするために粉じんが出ますし、そして排水等にも出る。あるいは騒音・振動、その他悪臭、あるいは火災の発生等が心配をされるわけでございます。

ご承知のとおり、この鳥飼上四丁目地区は準工場地域でございまして、多くの工場あるいは住宅、そしてまた、この隣接地には生産緑地の農地が残存しておりまして、まだ現在耕作をされておられるところでございます。

そうしたところにこの工場が進出することによりまして、また、近くには摂津市の障害者訓練施設、ふれあいの里もございませぬ。そういうところにこうした危険を伴う工場、特に燃料をつくるという工場でございますので、一度火災が発生すれば大変な惨事が起こると、こういうことで、地元としては、そういう工場の進出には反対であると、こういうことで、請願あるいは陳情、反対運動等が行われておるわけでございますが、今般、先ほど申し上げましたように、摂津市議会において、大阪府に対しまして、この燃料製造工場の進出許可を慎重に取り扱われるように府の方に働きかけをしていただきたいと、こういう内容の趣旨でございます。

いずれにいたしましても、こうした工場が進出をしてまいりますと、住民の暮らしの安心、そして、地域の安全というものが非常に脅かされてくるということで、大変なことであるということでありませぬので、議員の皆さん方におかれましても、十分その意を斟酌していただきまして、この請願趣旨に基づきまして、ひとつ採択をいただきますように私の方からお願いを申し上げ、提案の趣旨説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○野口委員長 紹介議員より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 先ほどのご説明で、趣旨はよくわかりましたんですけども、その根幹をなす部分の固形燃料製造事業をされるこの工場の、さまざまな害を及ぼすということにつきまして、この内容は、非常に高度な知識がないと、それを判断できないというふうに思いまして、これ2

月の18日に提示をされて、今回、初めてその辺の詳しい説明、また本会議でもありましたけども、私自身、もうひとつ、その業界の者ではありませんので、現実にはどうなのか判断できないのが現状でございます。

それで、委員長、ここで私提案させていただきたいんですけども、ちょっと今判断するのも困難なので、もうしばらく時間をいただいて、この辺のことをしっかり私たちが判断できる知識を、調査なりさせていただく時間をいただくために、これ、よろしければ継続審査ということで、一度、お取り計らい願えないかなということをお願いさせていただきます。

○野口委員長 原田議員。

○原田議員 高度な技術等のお話がありました。横文字なんですけれども、RDF、そして、RPFという2種類の固形燃料があるわけでございます。もちろんこれは材料は違うわけでございますけれども、RDFは生ごみの方から、RPFの方についてはプラスチック等ということで、今回、RPFになるわけでございますけれども、昨年8月に、三重県の多度町で、RDFの工場から火災が発生をして、そして、死者が2名、けが人が数人出たという報道がされております。

それを受けまして、いわゆる環境省におきましては、ごみ固形燃料の適正管理方策ということで、ごみ固形燃料適正管理検討会というものを設置されまして、中間答申的な内容をまとめられたものがございませぬ。その中に、やはり危険であるということが示されております。

先日、私が代表質問の中で申し上げておりましたように、5点ほど、破碎あるいは温度、固化度、換気、そして保管。特に、私、一番心配いたしますのは保管ということでございます。保管というの

は、持ち込まれる材料、固形燃料をつくる材料、そして、そのでき上がった製品の保管、こういうことによって、かなりの量がその工場内に保存されるわけでございます。特に、保管については、でき上がった製品は、摂津市の消防法とかあるいは摂津市の火災予防条例に抵触をしておらないと、こういうことで言われておるわけでございますけれども、一たん火がつけば、このRPFというのは約3,000度の熱を発生します。RDFにつきましても約1,000度というふうに聞いております、燃えた場合ですね。その3,000度の火力ということになりますと、たちまちその倉庫は、鉄骨でもあるんですけれども、あめのようにへし曲がってしまう。数年前に鶴野地区の倉庫で火災が発生いたしました。この中にカセットボンベがたくさんあったわけですね。これを、消防の法律あるいは条例に基づいて立入検査をしなければならぬ。にもかかわらず、そういうことができておらなかった。こういうことで、死者はなかったけれども、かなりの危険なことが、皆さんもご存じのとおりあったわけでございます。

そういうことで、立入検査もやればということになるんですけれども、それよりもまず、そういう工場が来ていただかなければ、こういう問題も心配もしなくてもよかったです。もしそういうことであるならば、もう少し広大な地域あるいは工業地域もあります。先ほども申し上げましたように、住宅そして農地もある、工場もあるという、また、近くには福祉施設もあると。こういうところに、そういう危険を伴うものについては、やっぱりご遠慮願いたいというのが地元の意見でございます。もっと広大な敷地で、火災が起こっても十分だというようなスペー

スがあれば、私はそう問題はないというふうに考えるわけですが、この場所約1,000坪余りでございます。また、隣には1メートル足らずのところ倉庫が建っていると。工場も作業されておられると。こういうところにそういうことが出てくるということについては、やっぱりいち早く問題の重要性をかんがみて、こういう皆さん方の意見を、早く市議会としての意見表明をするべきであろうと、こういうふうに考えておるんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 一定のやっぱり質疑を行って、その上で審議どうするかということにしたらいと思うんですが、そういうことで、私、質疑をさせていただきたいと思うんですが。

今もお話にあったように、RPFというのが、最近、やられてきた技術でね。非常に高度だから判断できないと、こういうもんだらうかと言うんですね。それ、科学的な技術持ってね、これは安全だということが言い切れるかと。そしたらね、RDFでも、これは政府も認可し、進めてきたわけですね。安全だとしてきたでしょ。これをごみ処理のサイクルにとっては有効なんだというようなことも言うてきたはずですよ。それで認可されてきたと。しかし、現実には事故が起こっている。そういうところに着目すれば、やっぱりこうした、ごみを燃料化することによって今言われている循環型社会を形成しようというのは、やっぱりどだいおかしいと。できるだけごみを出さない。プラスチックなんかの処理をするということやっていくということは本当にいいのかと。燃やせば、やっぱりそれは廃プラスチックであれば高度な

熱を生じるし、もちろん、処理するときにはダイオキシンの処理なんかしなけりゃならんということになってくるわけで、それはそれなりの技術をやっていくんでしょうけれどもね。

今お話にあったように、そういった高度な理解力がないからできないということではなくて、そういう危険性があるのであれば、私は、この請願の趣旨に言われているような進出許可について、府は慎重にやれということをお願いするということは、これは当然のことではないかというふうに思うんですね。

そういう立場から、大阪府が認可に至った経緯というのも十分に、地元では一度説明したということでもありますけれども、この辺の説明の状況なども、今の話ではもうひとつよくわかりません。

その辺、ひとつお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○野口委員長 ちょっと委員長の方から相談をしたいんですが、進め方の問題です。

最初に藤浦委員の方から、継続審議ということではどないですかという話がありましたので、その後、山下委員の方から、質問含めて出ておりますので、委員長としては、最初に質疑はしていただいて、その後、どうするかということの相談をしたいなと思うんですけども、どうでしょうか。いいですか。古谷委員。

○古谷委員 私、藤浦委員と同じ意見です。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 継続審査でいいです。

○野口委員長 一応、きょう、紹介議員の方から説明受けていますので、最低、質疑はした方がいいんじゃないかなと思いますので、その後、最後に、今後どうするかという話を相談させていただきた

いと思いますので、お願いいたします。

そしたら、山下委員に対する答弁。

原田議員。

○原田議員 RDFとRPFは同じ法律を使われておるわけでございます。いずれ、この問題については法整備が私はなされるというふうに思うわけですがけれども、現時点、同じ法律を適用しておるということでもありますから、危険度の問題なんかはかなり心配はしなきゃならないと、こういうふうに思っておるわけですね。

大阪府の関係ということでお問いでございますけれども、先ほど少し経過を申し上げましたけれども、やはり大阪府の方としては、法にあるいは府条例ですか、に基づいて進められておるわけでございます。そういう意味で、事前審査の申請を、先ほど申し上げましたように、7月18日に大阪府は受理をしていると。その後、12月5日に事前審査の終了であると。その間に、大阪府と業者とはいろいろやり取りはあったでしょう。そういうことは、地元、市に全く知らされておらなかったと。これは問題なんですけれども、本会議でも申し上げましたように。その間の関係機関への照会、例えば消防署とかあるいは市の行政とかにあったらうと今思うわけです。その後、指示書の交付、先ほど申し上げましたように9月の9日でございます。

それから、事業計画を提出させております。それは10月の9日、1か月後です。事業計画は、いろいろ内容をですね。ましてこういう形でやりたいという事業計画を出して、それで、事前審査の終了書を、先ほど申し上げましたように12月5日に交付をしておると。

今後、これに基づきまして工場をつくるわけですね。つくって行って、最後に

検査をするようでございます。中間処理業の許可申請に基づく、いわゆる計画要件の照会、回答、で、許可証の交付がされるわけでございます。そのいきますまでに、摂津市の条例がございます。摂津市環境の保全及び創造に関する条例、これつくっております、本会議でも申し上げましたように、この条例の30条に、指定工場ということがあります。これは担当に聞きますと、この工場につきましては指定工場にすると、こういうことであります。そうすると、指定工場にされますと、努力義務とかあるいは市の指導とか少し入るわけでございます。これに基づいて市の指導ということになるわけです。

1つは、建築確認を取らなきゃならないわけです。この場合は、60日前に市の方に届け出をしなければならない。ところが、あの工場予定地はもう既に建築確認がおりております。もう建つとるわけですわ、事前に。前の倉庫を利用するということでございますから、もう建つとるわけですわ。建築確認の必要がないと。そういう場合は、ない場合については、1か月前、30日前に届け出をなさいと、こういうふうになっております。これに基づいて、指定工場の指定というんですか、それを受けると思うんです、市としては。

しかし、そういう状況を踏まえていくならば、自然と許可がおりてくるという。地元住民の皆さん方の声、そういうものを生かすのはやはり市議会であるというふうに私は思っております。

大阪府の説明によりますと、先ほど申し上げました、公害が予測されるというような状況についてはクリアできるというふうに説明を受けておりました、この前にね。粉じんとか振動とか騒音とか、

予測される公害等については十分クリアできるというような説明であった。

ただ、私が申し上げましたように、でき上がった製品の保管、そして、いわゆるそれにつく材料の保管、これ必要なんですけども、私の考えでは、それにはまだ不十分ではないかと今考えております。30トン、あるいは2日たまれば60トン、3日たまれば90トン、そういうところが、ああいう狭隘な工場の中で十分確保できるかという心配があります。それは、製品ができ上がれば搬出をしたらいいんだということであるんですけども、いわゆる創業当初は慎重に工場の操業をするでしょう。しかし、慣れてくると少しストックをためて、経費、コストを削減するために置いておいて、保管して、そして搬出をするということで、守らなきゃならない基準をオーバーすることが往々にしてあるわけでございます。そのことが大きな事故につながっているわけですから。

そういう面を十分ご理解をいただいて、私どもといたしましては、早期に市議会の意見をまとめていただきたいと、こういうふうに思っております。

府の状況等につきまして、また不足がありましたら、担当によくまた意見聴取をしていただいて、進めていただければありがたいというふうに思っております。

○野口委員長 暫時休憩します。

(午後5時8分 休憩)

(午後5時9分 再開)

○野口委員長 再開します。

原田議員。

○原田議員 委員長、行政側のいわゆる意見聴取というのをちょっと諮っておいていただきたいと思っております。先ほど、不十分なところもあるから、そういう面に

ついて、府とのやり取りとかそういうものがあるので、そういった事情聴取は、私たちはしてほしいと思います。

○野口委員長 暫時休憩します。

(午後5時 9分 休憩)

(午後5時21分 再開)

○野口委員長 再開します。

請願第1号については、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午後5時22分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 野口 博

民生常任委員 山下 信行